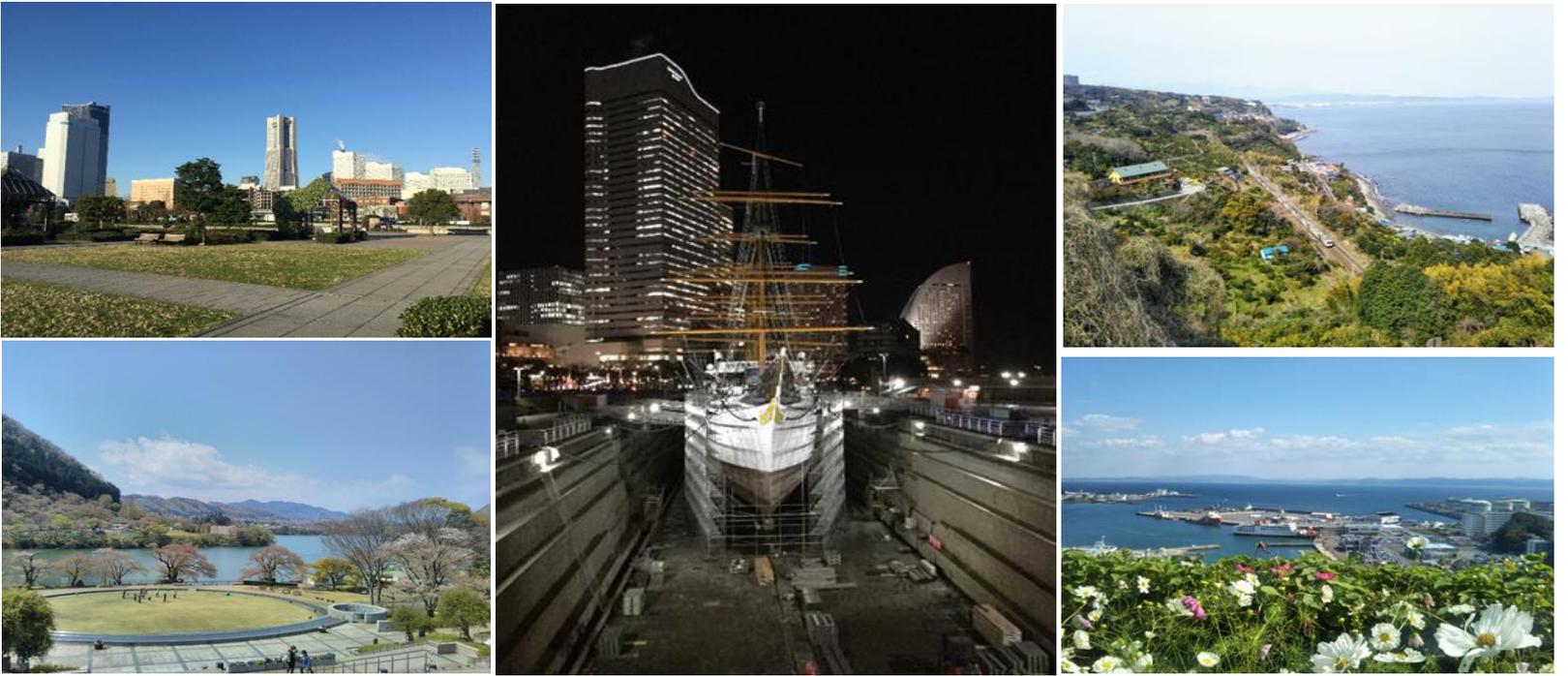


神奈川県下における 建設業労働災害の現状と対策

令和2年版（平成31・令和元年労働災害のとりまとめ）

誰もが安心して健康に働くことが
できる労働環境を目指して
（第13次労働災害防止推進計画スローガン）



建設業における災害防止のポイント

- 元方事業者・関係請負人それぞれ役割に応じたリスクアセスメントの実施の徹底
- 墜落・転落災害防止対策の徹底
（足場に係る改正労働安全衛生規則の順守、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の徹底、足場の設置が困難な屋根上及びスレート屋根上での作業における墜落防止対策の徹底、フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）の普及促進、脚立・はしごの適正な使用）
- 「見える化」の積極的な取組による、労働者の安全意識の向上、安全活動の活性化の徹底
- 建設資材等のトラック積込み、積卸し時における荷台からの墜落・転落災害防止の徹底
- 熱中症予防対策の徹底及び軽症のうちの適切な救急対応
- 解体・改修工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
- 工事現場における溶接溶断火花などを着火元としたウレタンフォーム等の可燃物による火災の防止
- 交通事故災害の防止
- 高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備
- 新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」の回避と「新しい生活様式」の定着

神奈川県労働局労働基準部

目 次

1	労働災害の推移	… 1
2	工事種別の災害発生状況	… 2
3	事業規模別の災害発生状況	… 3
4	年齢階層別の災害発生状況	… 3
5	経験年数別の災害発生状況	… 4
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	… 4
7	事故の型別の災害発生状況	… 5
8	起因物別の災害発生状況	… 5
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	… 6
10	公共工事等における災害発生状況	… 7
11	月別の死亡・死傷災害発生状況	… 8
12	熱中症災害発生状況	… 8
13	平成31・令和元年における建設業の死亡災害の概要	… 9～11
14	「第13次労働災害防止推進計画」の概要	… 12
15	足場からの墜落防止のための措置を強化します 足場からの墜落防止のためのより一層の取組みのお願い	… 13～20
16	はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！	… 21～24
17	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります	… 25～30
18	「ロープ高所作業」での危険防止対策	… 31～33
19	移動式クレーン構造規格が改正されました	… 34
20	フルハーネス型安全帯・移動式クレーン過負荷防止装置の買替等支援!!	… 35、36
21	建設業の交通労働災害の防止対策	… 37
22	STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	… 38、39
23	「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の概要	… 40
24	新型コロナウイルス感染症対策関連 「3つの密を避けましょう!」、「新しい生活様式」の実践例	… 41、42
巻末	建設業 見える化の推進	

備考 労働災害統計等は、労働者死傷病報告を基礎資料としている。なお、死亡災害については、災害速報による。死亡災害の概要は、同種災害防止を目的として作成したものであり、発生状況等に推定が含まれます。

* 以下のグラフ又は文章において端数処理の関係で割合の合計が100%になっていない場合があります。

R2. 8版の修正箇所

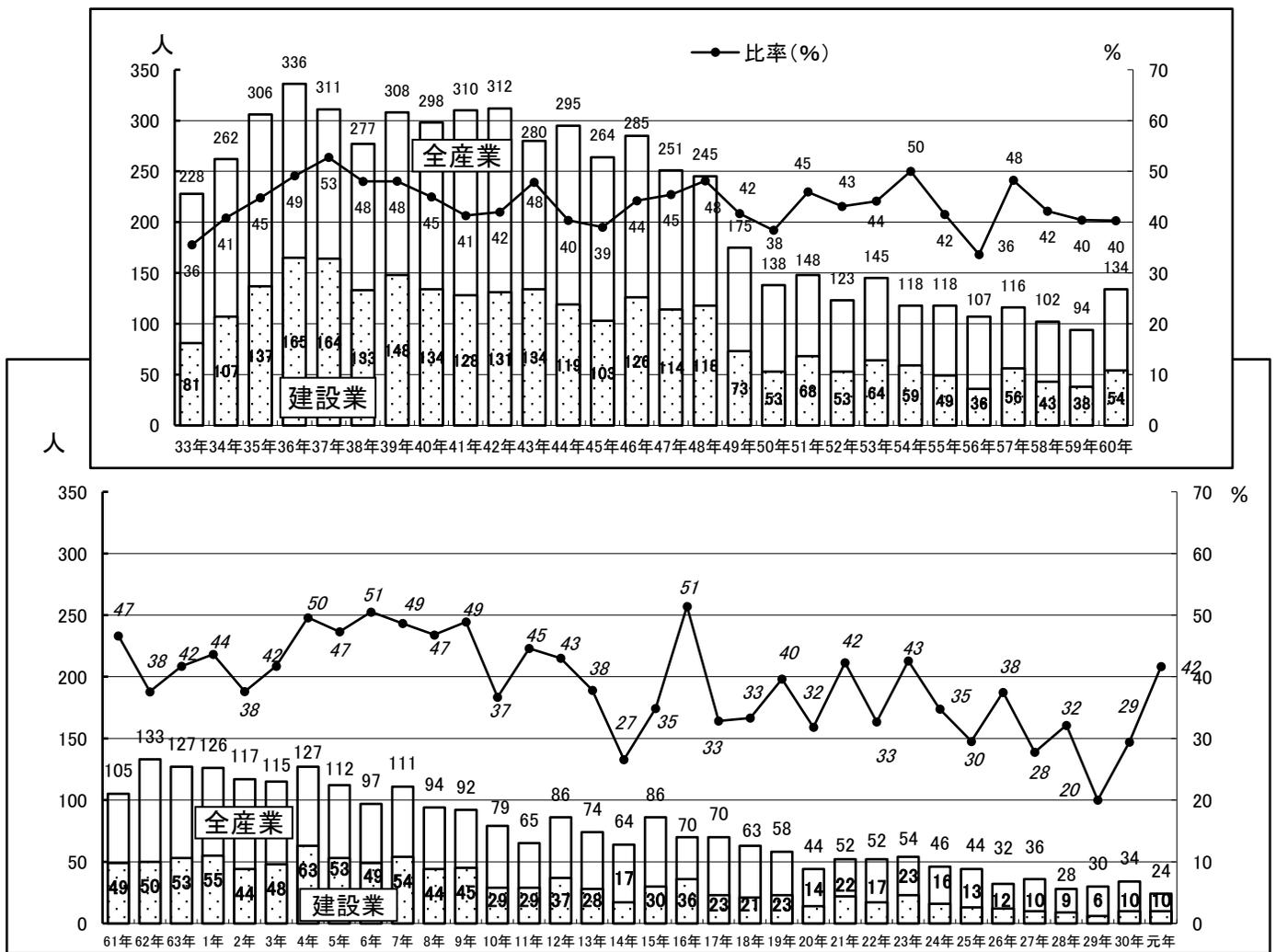
1	P. 1 「1 労働災害の推移 図2 死傷者数の年次別推移」において平成30年の比率が誤っていたので修正いたしました(12.9%から10.5%に修正)。
2	P. 3 「4 年齢階層別の災害発生状況」について「歳代」「歳台」の二つの表記がされていましたが修正し「歳台」に表記を統一いたしました。
3	P. 5 「8 起因物別の災害発生状況 図8-1令和元(平成31)年 起因物別の死亡者数」円グラフについて誤りがあり、「用具、4人、40%」を「用具、3人、30%」に、「仮設物、建築物、構築物等、3人、30%」を「仮設物、建築物、構築物等、4人、40%」に修正しました。
4	P. 10 「死亡災害 番号5」について起因物の表記が明らかに間違っていたため修正いたしました(「地山・岩石」から「屋根・はり・もや・けた・合掌」に修正)。
5	P. 11 「死亡災害 番号7」について発生時刻に誤りがありましたので修正いたしました(「17時頃」から「14時頃」に修正)。

R3. 3月版の修正箇所

1	P. 1 「1 労働災害の推移 図2 死傷者数の年次別推移」において平成22年の神奈川県内死傷労働者数が誤っていたので修正いたしました(1295人から890人に修正)。
---	--

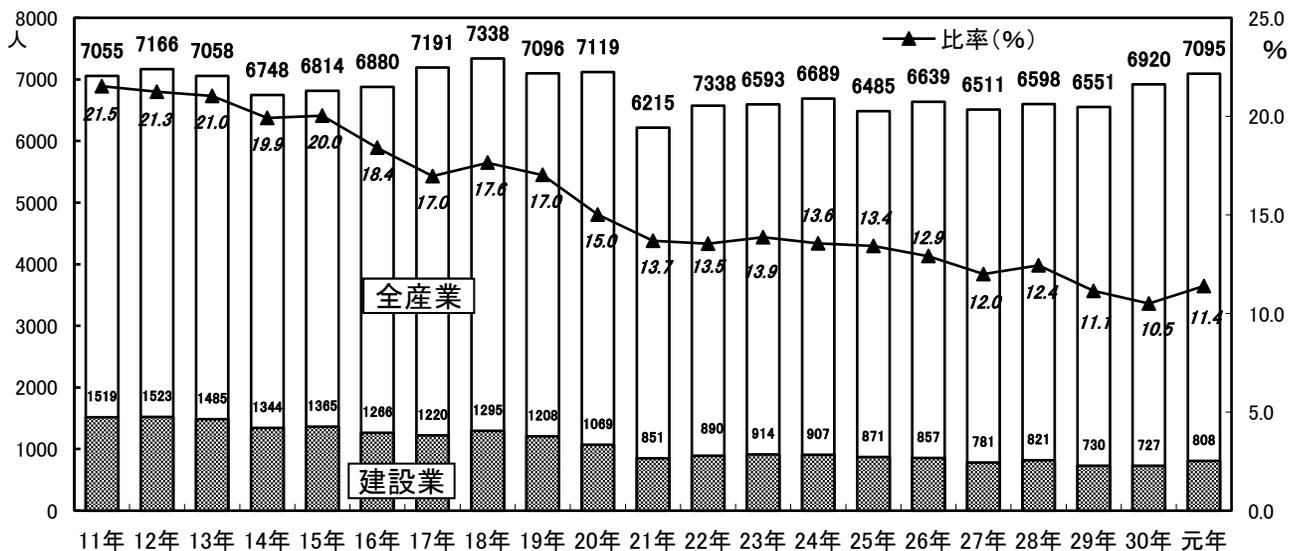
1 労働災害の推移

図1 労働災害による死亡者数の年次別推移



建設業の死亡者数は図1のとおり、昭和36年に165人を記録して以降、増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向を示している。近年は減少が続き、平成28年には10人を下回り、平成29年は過去最少の6人となった。しかしその後の2年は10人で推移しており全産業の死亡労働災害が過去最少を記録する中で建設業の比率は上がった。

図2 死傷者数の年次別推移



建設業の死傷者数は図2のとおり、長期的には減少傾向にあるが、平成30年は過去最少の727人となり、全産業に占める比率も10.5%と過去最少を記録した。しかしながら平成30年以降は全産業総数が増加に転じ、令和元年の建設業における死傷者数は808人と大幅に増加した。

2 工事種別の災害発生状況

図2-1令和元(平成31)年 建設業・工事種別の死亡者数 (参考) 令和元(平成31)年全産業・業種別の死亡者数

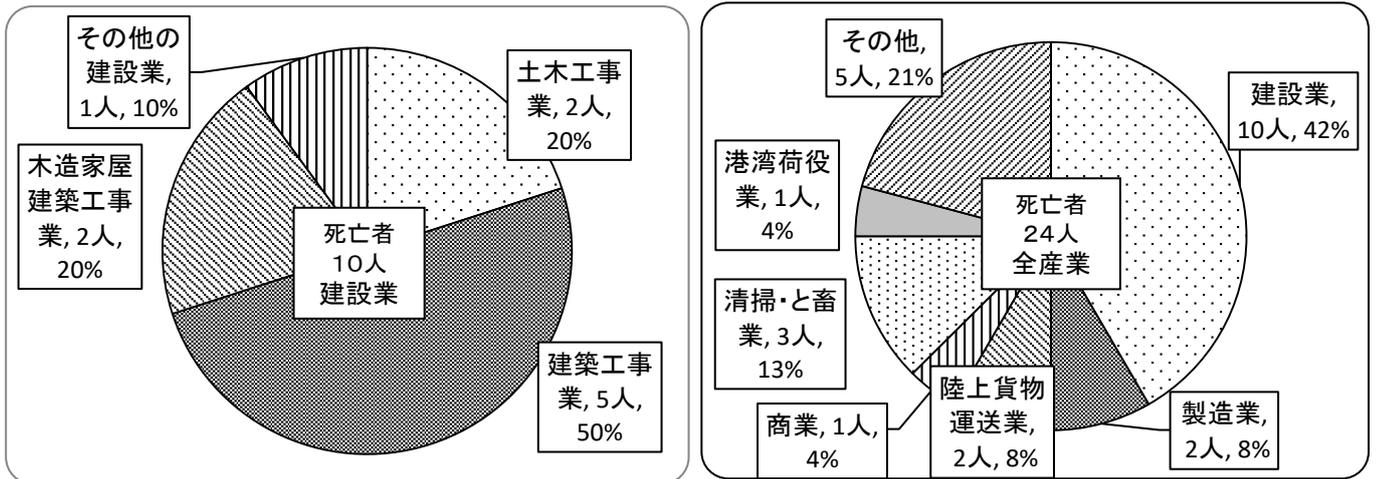
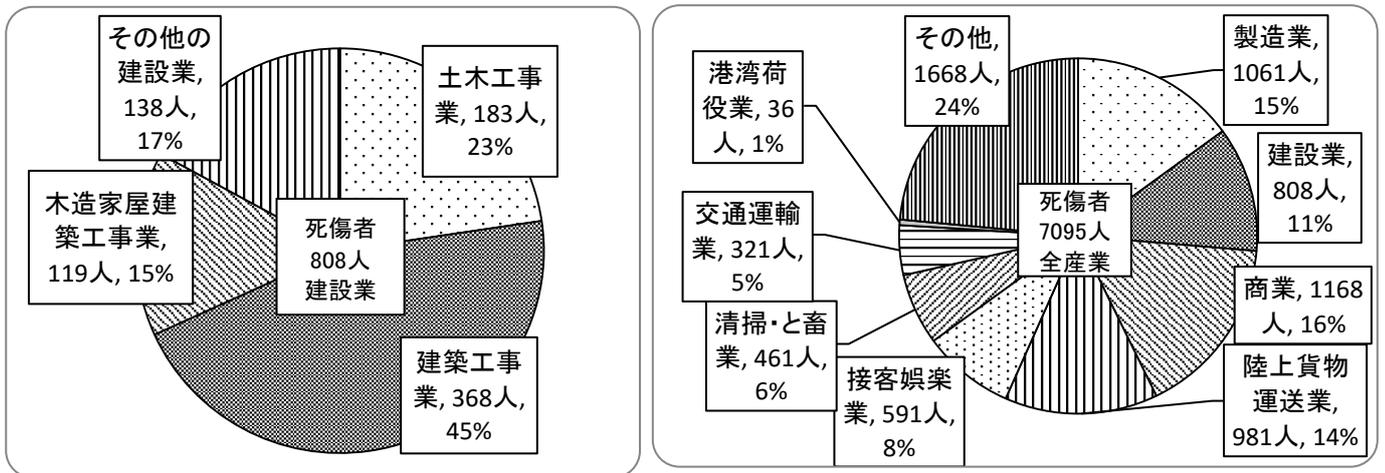


図2-2 令和元(平成31)年 建設業・工事種別の死傷者数 (参考) 令和元(平成31)年 全産業・業種別の死傷者数

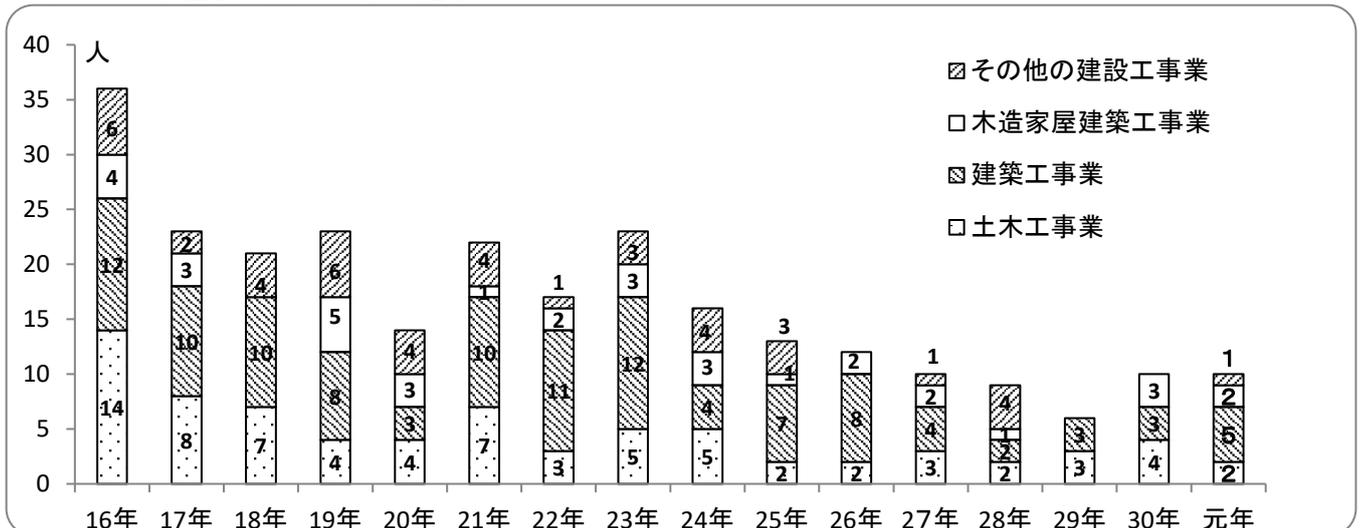


工事種別の死亡者数は、図2-1のとおり、建築工事業が7人(70%)で、その内、木造家屋建築工事業は2人(20%)であった。また土木工事業が2人(20%)、その他の建設業(設備工事業等)が1人であった。

工事種別の死傷者数は、図2-2のとおり、建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が368人と最も多く建設業全体の45%を占め、次いで土木工事業の183人(23%)、木造家屋建築工事業が119人(15%)、その他の建設業138人(17%)の順であった。この内訳の傾向は前年までとほぼ同じであった。

平成16年以降における工事種別の死亡者数推移は、図2-3のとおりであった。

図2-3 工事種別の死亡者数の推移



3 事業場規模別の災害発生状況

図3-1 令和元(平成31)年 規模別の死亡者数

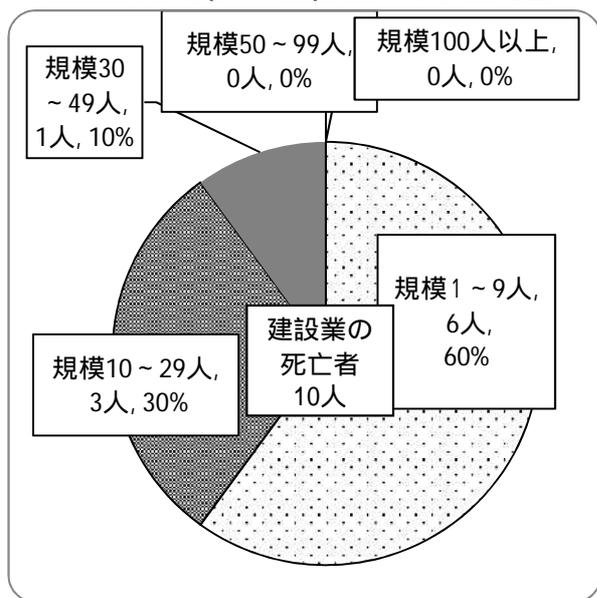
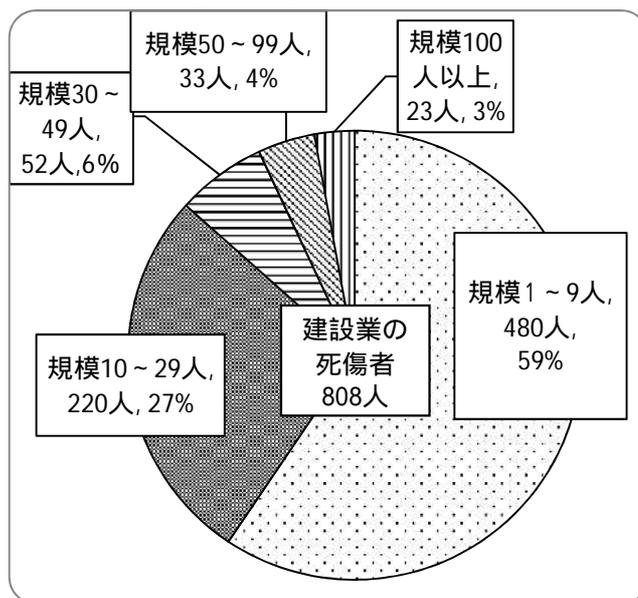


図3-2 令和元(平成31)年 規模別の死傷者数



事業場規模別の死亡者数は、図3-1のとおり、事業場規模10人未満が6人(60%)となった。
 事業場規模別の死傷者数は、図3-2のとおり、10人未満の事業場が480人と最も多く建設業全体の59%を占め、次いで事業場規模10～29人の220人(27%)、30～49人の52人(6%)の順であり、建設業の死傷災害全体の92%が規模50人未満の事業場において発生している。

4 年齢階層別の災害発生状況

図4-1 令和元(平成31)年 年齢階層別の死亡者数

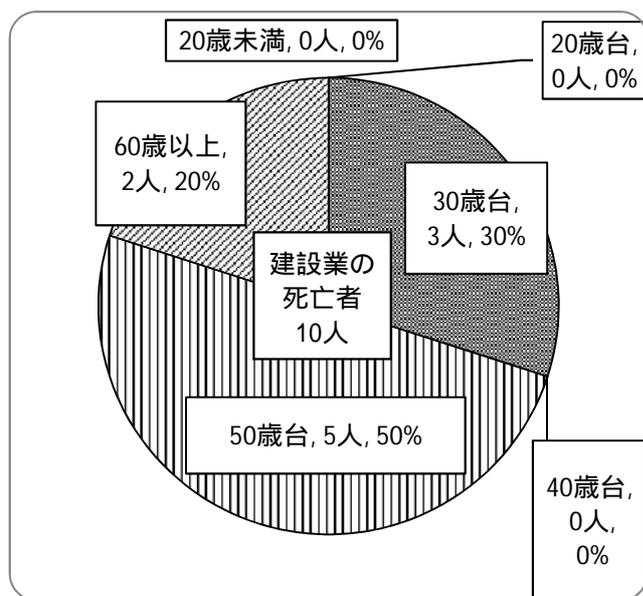
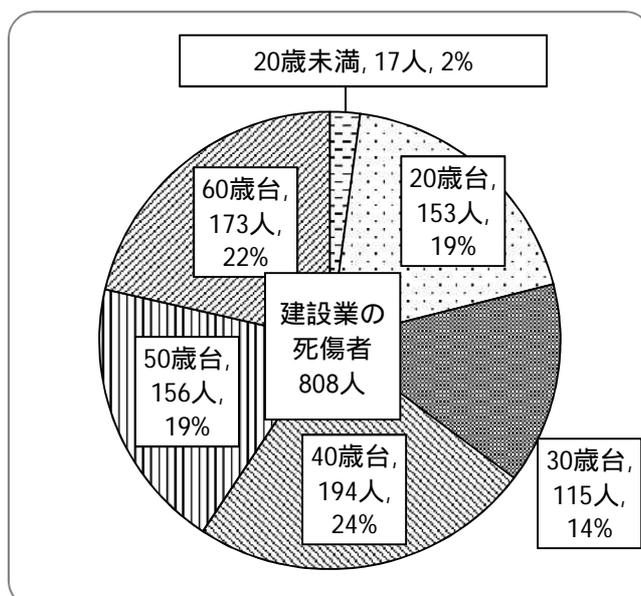


図4-2 令和元(平成31)年 年齢階層別の死傷者数



年齢階層別の死亡者数は、図4-1のとおり、30歳台が3人、50歳台以上が7人であった。
 年齢階層別の死傷者数は、図4-2のとおり、40歳台が194人と最も多く全体の24%であり、60歳台以上が173人、50歳台が156人と、50歳以上の高齢労働者が占める割合が40%を超えている。一方、20歳台が153人となり50歳台と並ぶ被災者数となっている。

5 経験年数別の災害発生状況

図5-1 令和元(平成31)年 経験年数別の死亡者数

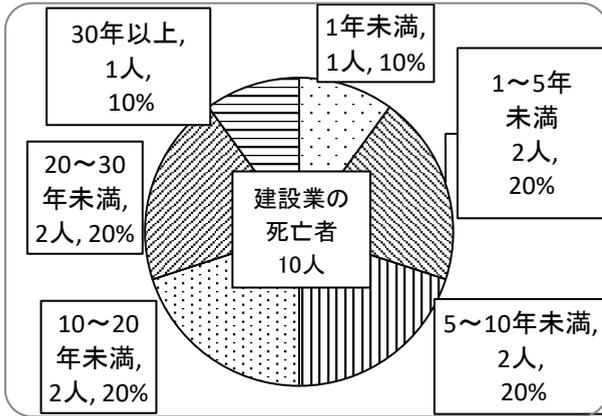


図5-2 令和元(平成31)年 経験年数別の死傷者数

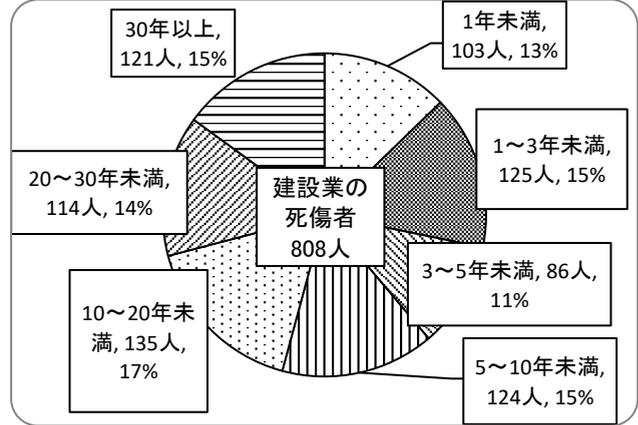
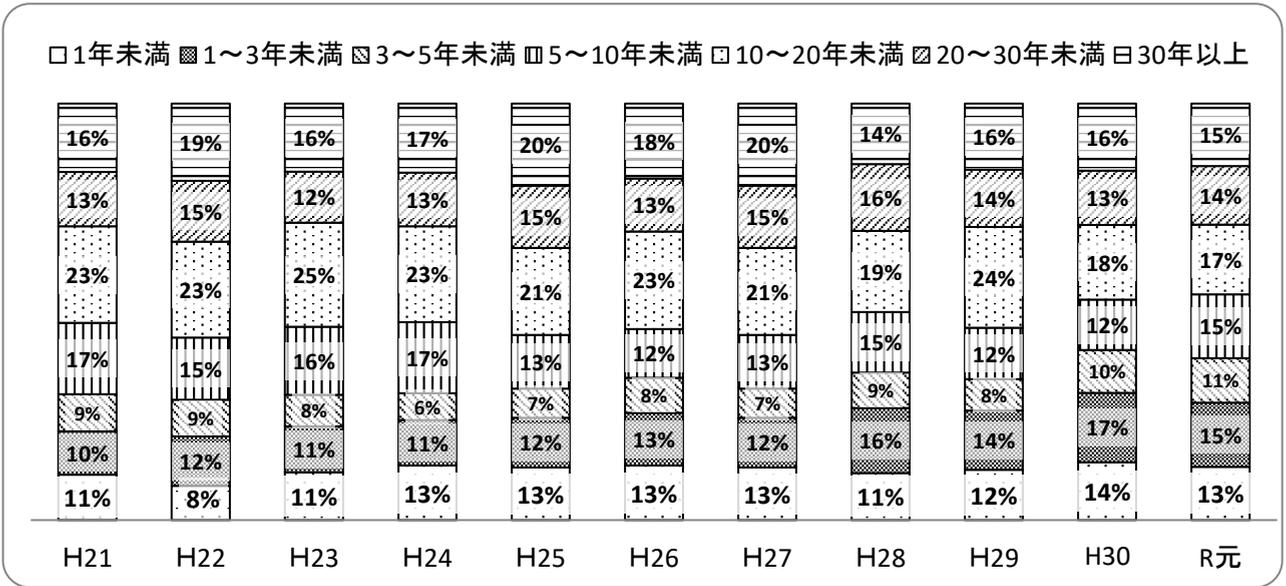


図5-3 経験年数別の死傷者数推移



経験年数別の死亡者数は、図5-1のとおりであった。

死傷者数は、図5-2のとおり、10年以上20年未満が135人と最も多く全体の16.7%を占めた。また、図5-3のとおり、10年以上のベテラン労働者の死傷者数全体に占める割合はわずかながらも減少傾向を示している。

6 現場入場日数別の死亡災害発生状況

図6-1 令和元(平成31)年 現場入場日数別死亡者数

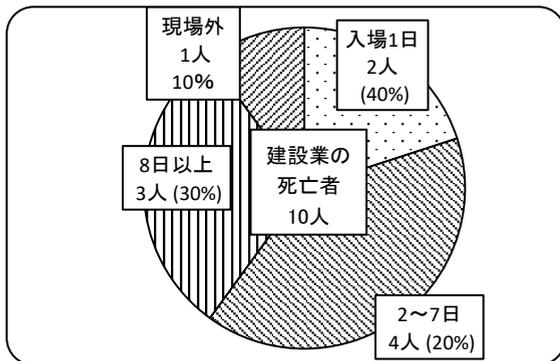
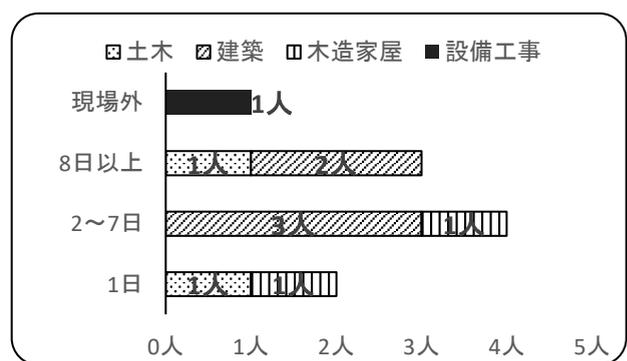


図6-2 令和元(平成31)年 工事種別現場入場日数別死亡者数



現場入場日数別の死亡災害発生状況は、図6-1のとおり、入場1日目に2人が亡くなっている。現場入場後2~7日の死亡は4人であったので、入場1週間以内の死亡者数は6人(60.0%)となった。

工事種別発生状況は、図6-2のとおりであった。

7 事故の型別の災害発生状況

図7-1 令和元(平成31)年 事故型別の死者数

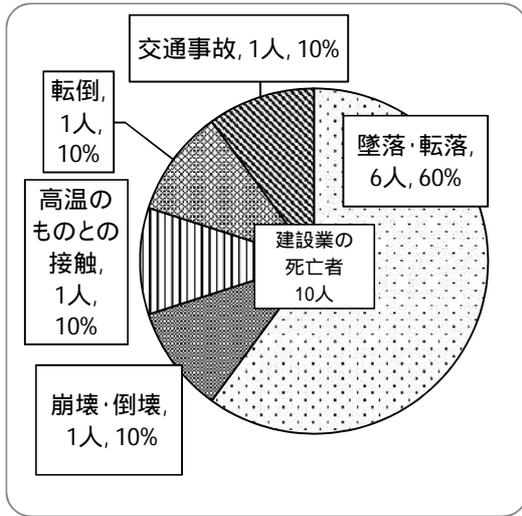
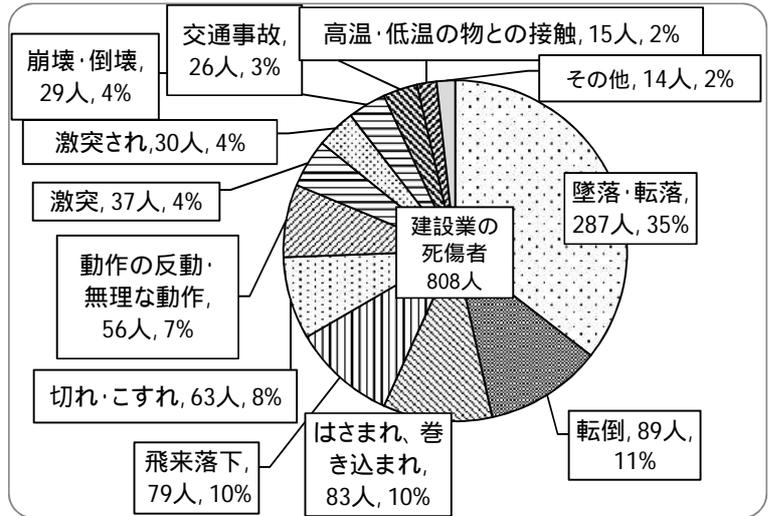


図7-2 令和元(平成31)年 事故型別の死傷者数



事故の型別の死者数は、図7-1のとおりであった。そのうち「墜落、転落」による死者数は6人と最多である。

事故の型別災害の死傷者は、図7-2のとおり、「墜落、転落」が287人(35%)と最も多く全体の約3分の1を占めている。次いで「転倒」が89人(11%)、「はさまれ・巻き込まれ」83人(10%)、「飛来・落下」79人(10%)、「切れ・こすれ」63人(8%)、「動作の反動・無理な動作」56人(7%)、「激突」37人(5%)、「激突され」30人(4%)、「崩壊・倒壊」29人(4%)、「交通事故」26人(3%)、「高温・低温のものとの接触」15人(2%)であった。

なお、建設業における足場からの墜落・転落防止措置を強化するため、平成27年5月20日付けで「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正され、さらに、平成27年7月1日に改正労働安全衛生規則が施行された。

8 起因物別の災害発生状況

図8-1 令和元(平成31)年 起因物別の死者数

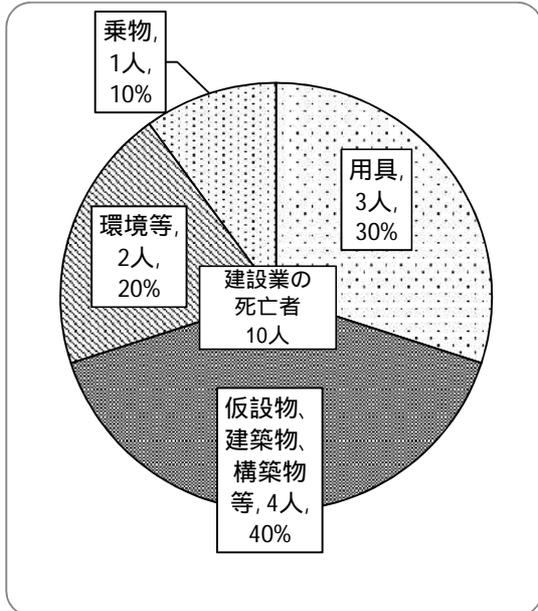
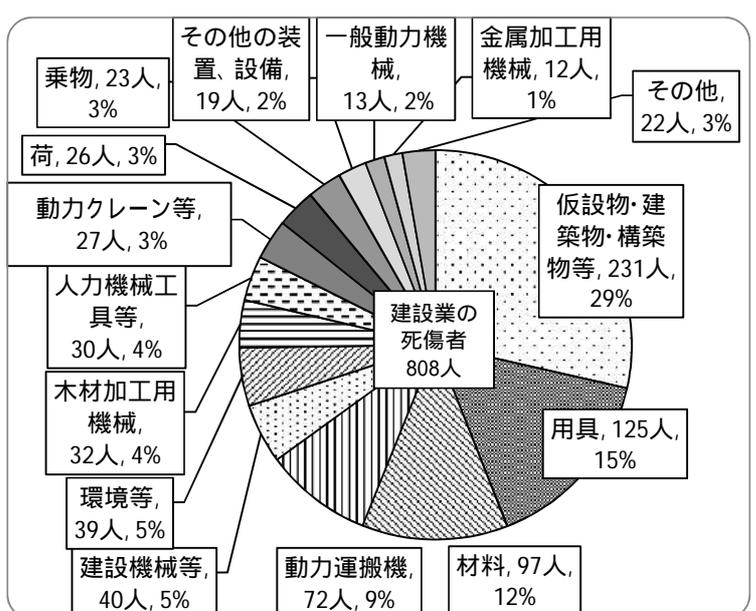


図8-2 令和元(平成31)年 起因物別の死傷者数

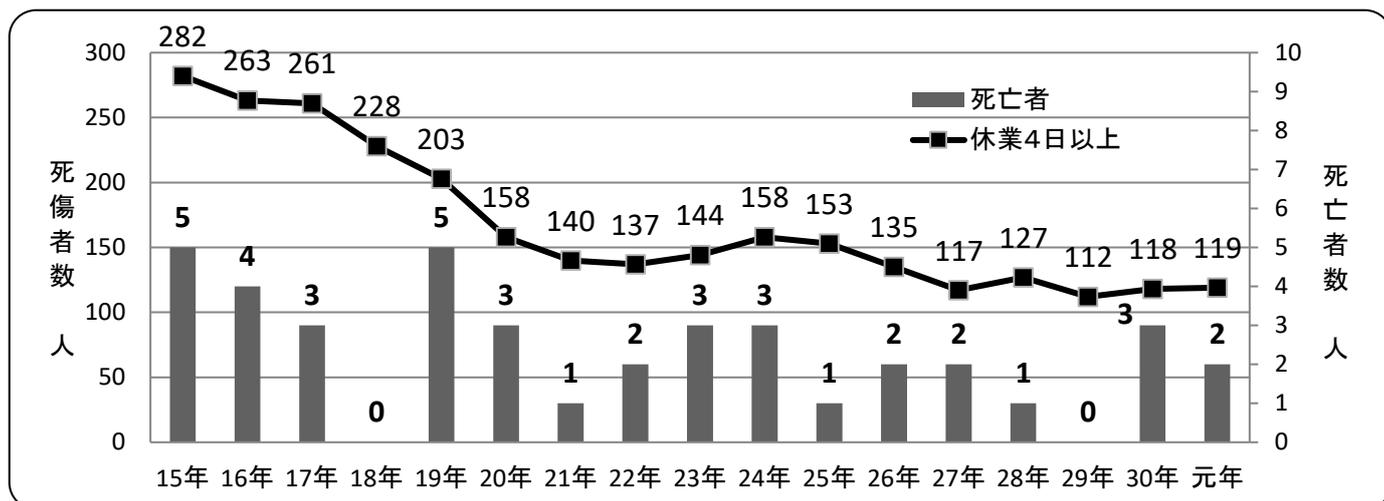


起因物別の死者数は、図8-1のとおりであった。

死傷者数においては、「墜落・転落」災害が多いことにより、起因物としても「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、231人で全体の29%を占めていた。次いで「用具」125人(15%)、「材料」97人(12%)、「動力運搬機」72人(9%)、「建設機械等」40人(5%)、「環境等」39人(5%)の順であった(図8-2)。なお、脚立、はしご、ロープ等は「用具」の分類に含まれる。

9 木造家屋等建築工事における災害発生状況

図9-1 木造家屋等建築工事における死傷者数推移（平成15年～令和元年）



令和元年の木造家屋等建築工事における死亡者数は2人であり前年より1人減少した。

死傷者数は、図9-1のとおり、長期的に減少傾向にあるが、令和元年は減少傾向が見られず119人となった。

なお、木造家屋等建築工事における平成15年以降の死亡者40人について事故の型別傾向を考察すると、「墜落・転落」災害が29人であり死亡者全体の72.5%を占めていた。

木造家屋等建築工事における重篤な災害要因である「墜落・転落」災害を防止するには、現場における墜落・転落防止対策の徹底が最も優先度が高いことから、建方作業時に先行して足場を設置する「足場先行工法」による現場施工が重要である。（望ましい足場の設置基準、施工手順及び留意事項等が示された『足場先行工法に関するガイドライン』が平成18年2月に改正されている。）

図9-2 令和元(平成31)年 事故の型別の死傷者数

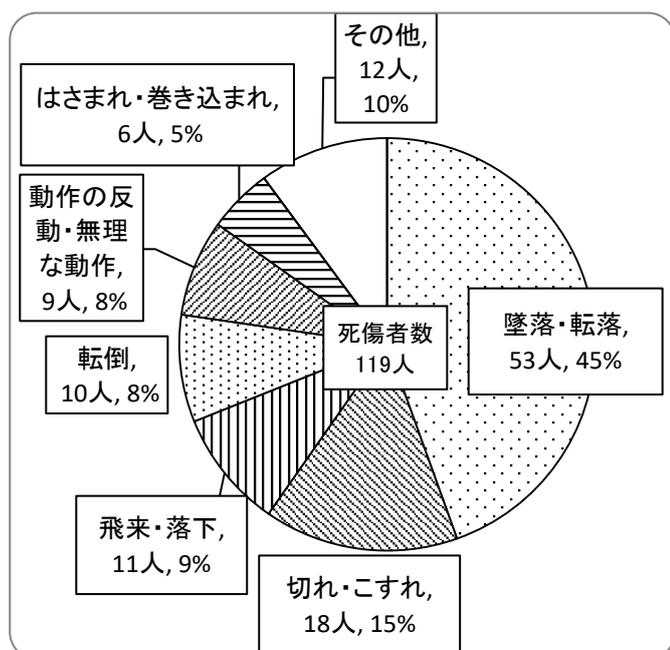
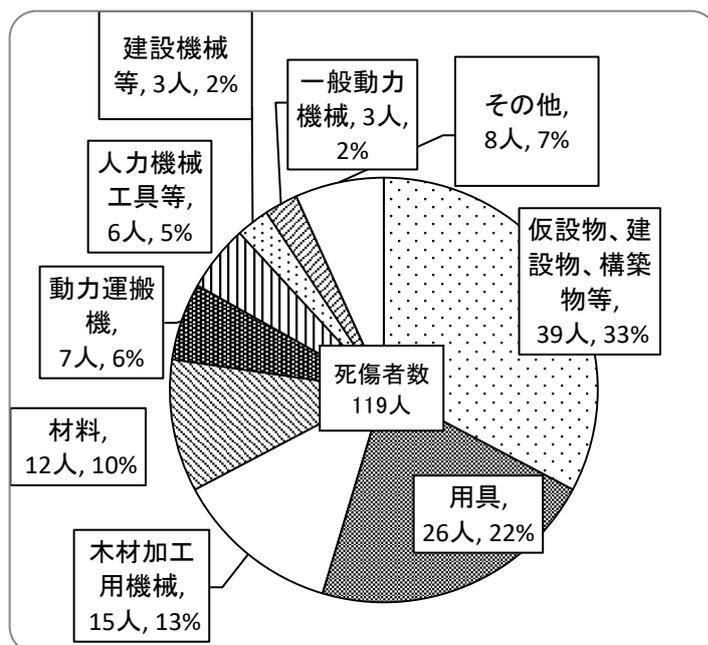


図9-3 令和元(平成31)年 起因物別の死傷者数



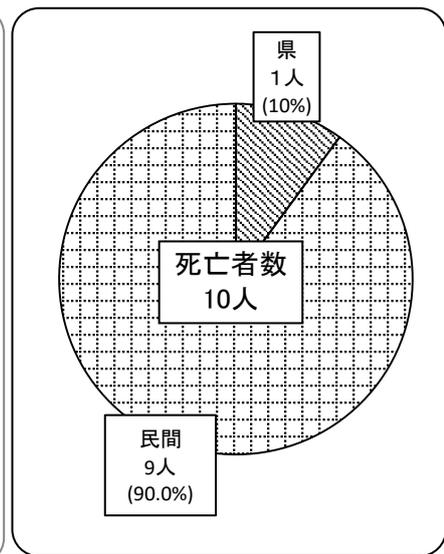
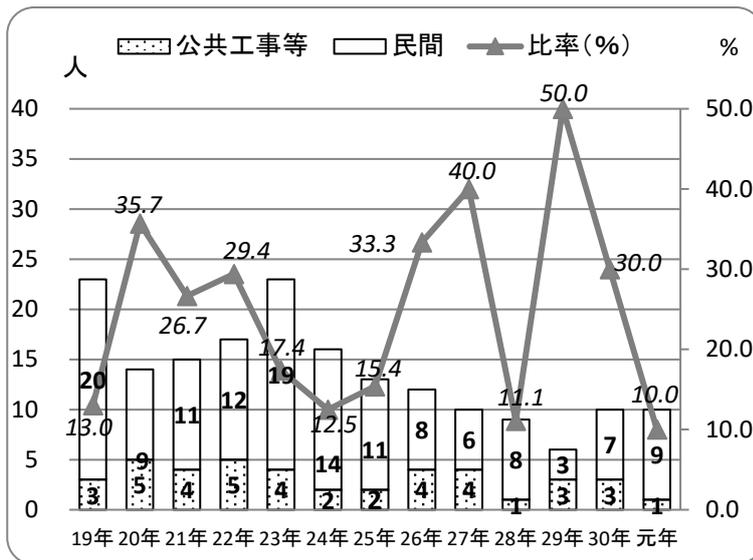
木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-2のとおり、事故の型別では、「墜落・転落」が53人と最も多く全体の45%を占めており、2番目以降は、「切れ・こすれ」18人(15%)、「飛来・落下」11人(9%)「転倒」10人(8%)、「動作の反動・無理な動作」9人(8%)、「はさまれ・巻き込まれ」6人(5%)であった。

起因物別では、図9-3のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」の死傷者数が39人と最も多く全体の33%を占めており、2番目以降は、「用具」26人(22%)、「木材加工用機械」15人(13%)、「材料」12人(10%)の順となった。

10 公共工事等における災害発生状況

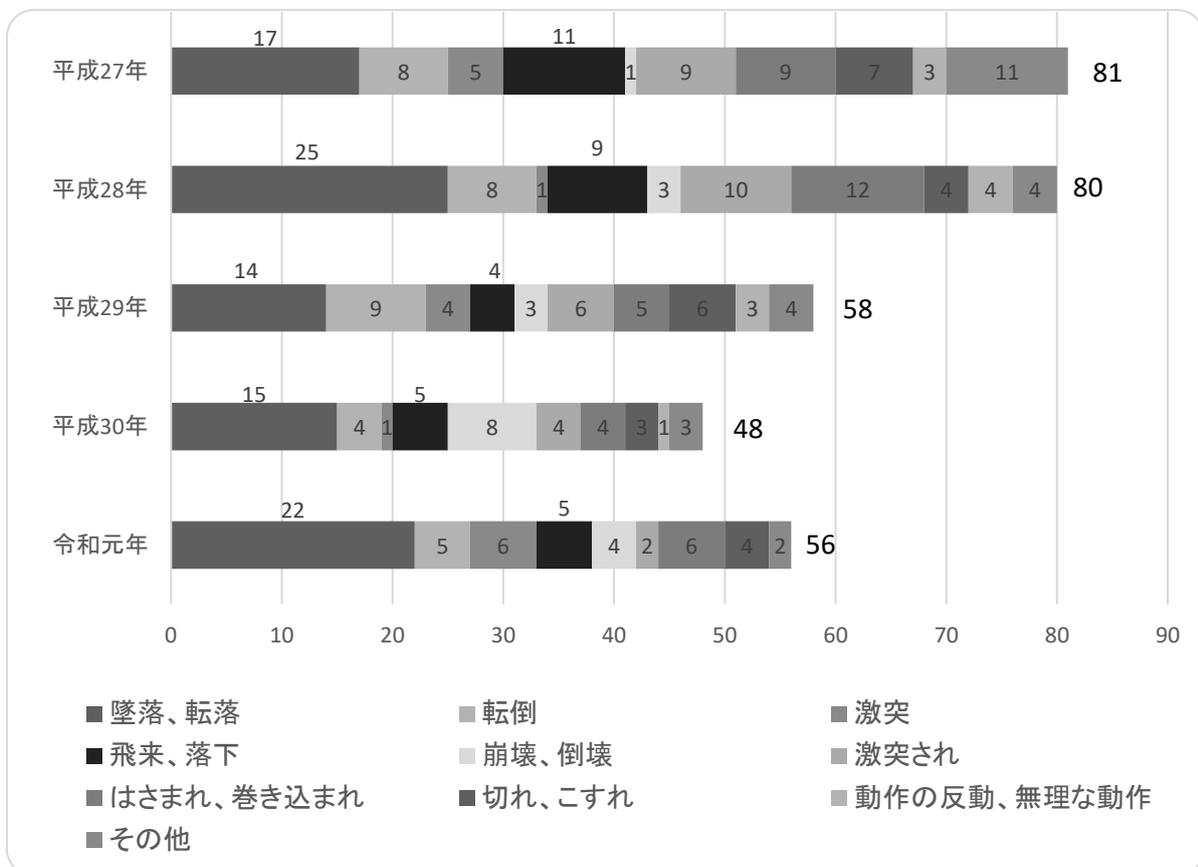
図10-1 公共工事等における死亡者数・比率

図10-2 令和元年 発注者別死亡者数



令和元年の建設業における死亡者10人のうち、公共工事等で発生したのは、1人(10%)であった。

図10-3 公共工事等における事故型別の死傷者数



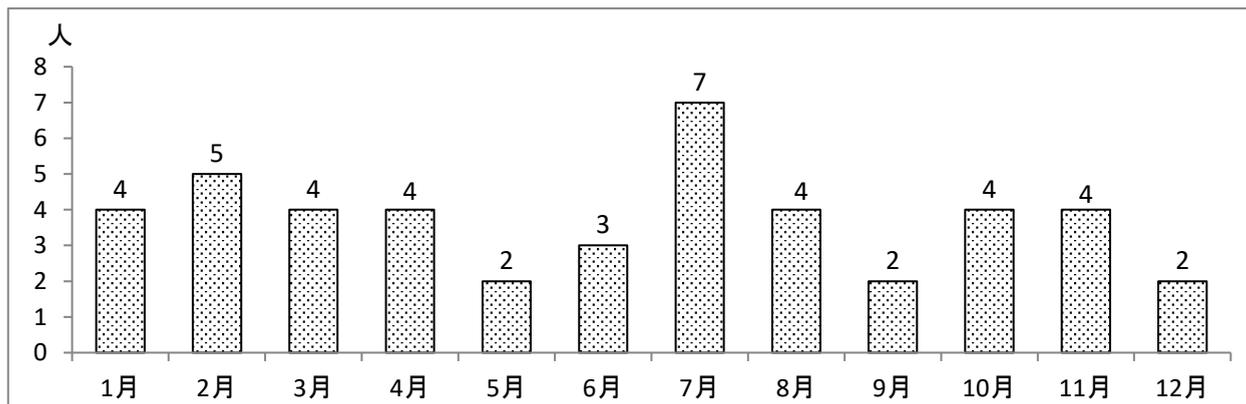
令和元年の公共工事等における死傷者は56人であり、建設業全体(808人)の6.8%を占めた。公共工事等における発注者別の内訳は、国が2人、地方公共団体(県および市区町村)44人、公団等10人であった。

工事種別の内訳は、土木工事業が45人、建築工事業が9人、その他の建設業が2人であった。

令和元年の公共工事等における死傷者56人について、事故の型別の内訳としては、「墜落、転落」が21人(39%)と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」と「激突」が6人(11%)、「転倒」と「飛来・落下」が5人(9%)となった。

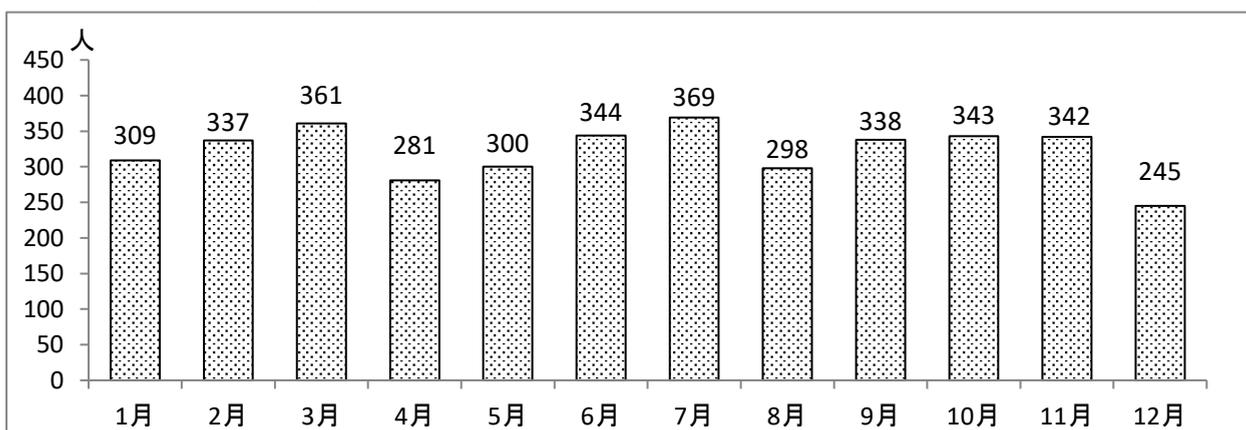
11 月別の死亡・死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況(平成27年～令和元年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死亡災害発生状況(5年間月別累計)は、図11-1のとおりであり、7月に多く発生した。

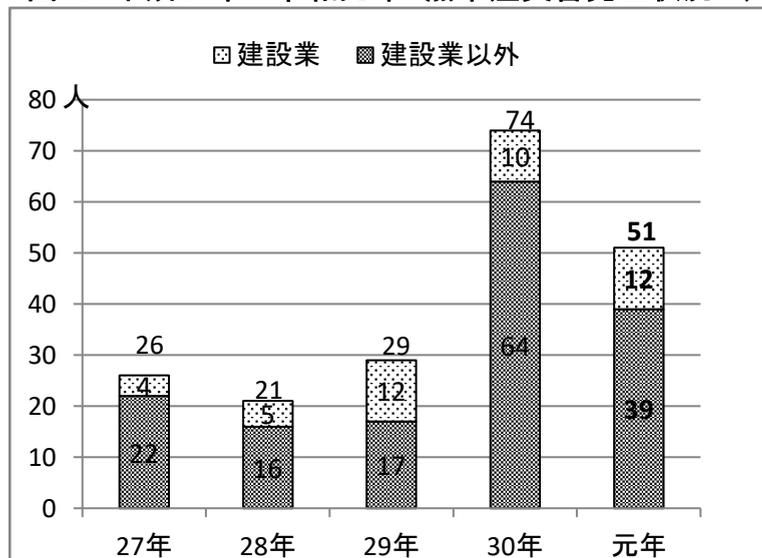
図11-2 月別の死傷災害発生状況(平成27年～令和元年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況(5年間月別累計)は、図11-2のとおりであり、7月、次に3月に多く発生した。

12 熱中症災害発生状況

図12 平成27年～令和元年 熱中症災害発生状況 (年別業種別死傷災害発生状況)



- 熱中症を予防するために
- ①冷房を備えた休憩場所、日陰などの涼しい休憩場所を確保する。
 - ②氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備を配置する。塩及び飲料水を備える。
 - ③暑さ指数(WBGT値)を活用する。(WBGT値:温度、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標)
 - ④日常の体調管理を徹底し、脱水症状を起こす誘因になりかねない作業前日の夜遅くまでの深酒を避け、作業に備えた十分な睡眠を確保する。

過去5年間の建設業、建設業以外の全業種における死亡及び休業4日以上熱中症の発生状況は、図12のとおりである。

なお、熱中症による死亡災害については、26年に1人発生して以降、3年間発生していなかったが、30年は4人発生し、その内1人は建設業において発生した。元年には建設業において作業終了後、帰宅途中において発病した死亡災害が発生している。

厚生労働省は、熱中症予防の徹底を図ることを目的として、令和2年5月1日から9月30日までの期間に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開している。

13 平成31・令和元年における建設業の死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	1月 13時頃	建築工事業 民間 10名～29名	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	<p>(発生状況) 解体工事現場に面した道路に駐車したトラックに乗り込もうとしたところ、後方から走行してきた乗用車に追突され、頭部及び胸部を強打したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) ① 自動車の駐車場所について事前に検討しておくこと。 ② 路上に駐車した自動車への乗り込み時には、前後左右の確認を行ったうえで乗車するように指示し、教育を徹底させること。</p>
2	1月 13時頃	建築工事業 民間 ～9名	はしご等 墜落、転落	<p>(発生状況) 個人住宅のベランダ改修工事において、地面からベランダに立て掛けたはしご(脚立を広げたもの)でベランダ部材の取り外し作業を行っていた被災者が墜落したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) ① 高所作業を行う場合には、足場を組み立てる等により安全な作業床の確保を行うこと。 ② 当該高所への移動作業については、脚立を広げたはしごでは原則行わないこと。 ③ はしごでの作業を行う場合には、作業者に墜落時保護用保護帽(ヘルメット)を着用させること。 (21ページにはしごや脚立を使用する際の注意事項を掲載しているので参照のこと。)</p>
3	3月 16時頃	建築工事業 民間 1～9名	屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落、転落	<p>(発生状況) 防水工事を行うために屋上から脚立を使用して庇に降りる際、または庇で作業中、約8メートル下の地面に墜落したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) ① 庇の設置位置は地上から8メートルの高さの位置であり、面積も狭いことから、当該作業についてその必要性があったか否かの事前検討を実施すること。 ② 当該作業に当たっては、常時高所作業であることから、屋上から親綱の設置を行い、要求性能墜落制止用器具(フルハーネス型およびベルト型の安全帯)を使用させたうえで作業に当たらせること。 (25ページに要求性能墜落制止用器具について掲載しているので参照のこと。)</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	5月 0時頃	その他の 建築工事業 民間 10名～29名	階段、棧橋 墜落、転落	<p>(発生状況) 朝、社屋の2階事務所に通じる外階段の最上部踊り場の5.5メートル下の地面に倒れていたもの。前日の夜に一人で帰社し、一度施錠して帰宅しかけたが何かの理由で戻った際に、状況は不明だが当該踊り場の手すり(高さ1.1メートル)を越えて落ちたと推測される。</p> <p>(災害防止のポイント) 当該災害については、明確な災害発生状況が不明であることから、災害防止のポイントに関しては記述なし。</p>
5	7月 14時頃	建築工事業 民間 10名～29名	屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落、転落	<p>(発生状況) 工場の屋根に設置されたルーフファン(煙突)を塗装中にスレート屋根を踏み抜いて約14メートル下のコンクリ床に墜落したもの。</p> <p>(災害防止のポイント) スレート屋根など踏み抜きによる労働者の危険防止のため、歩み板や防網を設けるなど墜落防止措置を講じること。</p> <p>作業内容を変更する場合には、安全対策内容を確実に現場監督、作業者に周知し安全教育を実施させること。</p>
6	7月 11時頃	土木工事業 公共 10名～29名	地山、岩石 墜落、転落	<p>(発生状況) 道路脇の傾斜地で伐木作業中、約10メートル下の道路に転落したもの。</p> <p>(災害防止のポイント) 高所作業を行う場合には、足場を組み立てる等により安全な作業床の確保を行うこと。</p> <p>作業時間が短く、逐次作業場所が移動するなど足場の設置が不向きな場合には、安全帯や墜落制止用器具の使用を確実に実施させること。</p> <p>作業員には、傾斜面での滑りを防止するため林業作業従事者用の装備(スパイク付きベルト、スパイク付き長靴など)の着用も検討すること。</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
7	8月 14時頃	土木工事業 民間 100名～299 名	高温・低温環境 高温・低温の物 との接触	<p>(発生状況) 土地区画整理事業造成工事において、施工管理補助業務に従事していた派遣労働者が、帰宅で利用する最寄り駅構内で倒れているのを発見されたもの。当日は気温が30度を超えており高温環境下で重量及び巡視作業を行っていた。病院で熱中症の診断を受け、8日後に死亡したもの。</p> <p>(災害防止のポイント) 熱中症発症を予防するためには水分と塩分の適切な補給、WBGT値による作業管理や作業環境管理によって適度な気温と湿度及び直射日光の低減などの作業環境の改善を図ること。 現場への出勤時、現場作業中の作業者の体調変化に十分留意すること。 作業者が体調不良を自覚した際には、管理者への報告がしやすい環境作りを努めること。熱中症発症の恐れがあった場合には、早急な対処ができるよう対処方法を事前に確立しておくこと。 (38ページに熱中症対策についての資料を掲載しているので参照願います。)</p>
8	8月 14時頃	建築工事業 民間 ～9名	はしご等 転倒	<p>(発生状況) マンション新築工事におけるバルコニーの型枠解体作業場所で、バルコニー天井の水切目地棒を撤去中、脚立に上がろうと踏み面の1段目に右足をかけた際に踏み外して脚立ごと倒れたもの。</p> <p>(災害防止のポイント) 脚立は原則使用させないこと。可搬式作業台などのより安定した作業台が設置できない場合に限り、限定的な使用にとどめること。 やむを得ず脚立を使用する場合には、適正使用のため作業員には十分な安全教育を実施のうえ、作業を行わせること。</p>
9	9月 15時頃	建築工事業 民間 ～9名	建築物、構築物 崩壊、倒壊	<p>(発生状況) ビルのテナント退去後の原状回復工事で、テナント内のブロック塀(高さ1.6メートル×長さ2.8メートル、推定600キログラム)を倒して取り除くため、当該塀の下部を手工具を使い、はつり作業中、当該塀が作業側側に倒れて下敷きになったもの。</p> <p>(災害防止のポイント) ブロック塀の解体作業を行う場合には、ブロック塀上部から破壊(解体)することを義務化し徹底させること。予期せぬ倒壊を防ぐため、控えロープなどの措置を講ずること。 作業開始前の危険予知活動、リスクアセスメントの実施などから、作業の潜在的な危険を前もって洗い出し、危険性の認識を共有すること。</p>
10	11月 11時頃	建築工事業 民間 ～9名	はしご等 墜落、転落	<p>(発生状況) 個人住宅の雨樋の現状確認(リフォーム工事の見積もり作成前)のため、営業職が1階屋根にはしご(脚立を開いたもの)を立てて2階屋根に上がるとうとしたところ、梯子が倒れ地面に墜落したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) 本来予定になかった作業(屋根の上などの高所での)を行う場合には、事業者と十分協議のうえ実施すること。 やむを得ず屋根などの高所での作業を実施する場合には、定期的な高所作業における墜落防止措置作業についての研修を実施し、作業標準を順守させること。 高所作業を伴う作業については、一人作業とさせずに、複数作業を基本とすること。 転倒防止措置及び墜落した際に頭部を保護するため保護帽の着用などの対策を十分に講じ作業を行わせること。 (21ページにはしごや脚立を使用する際の注意事項を掲載しているので参照願います。)</p>

『神奈川県労働局 第13次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川県労働局 2020年5月

計画期間

*2018年度～2022年度（5か年計画）

計画の全体目標

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（2017年比）

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少（同上）

【2017年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数6551人】

【2022年（最終目標）：死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

7つの重点事項

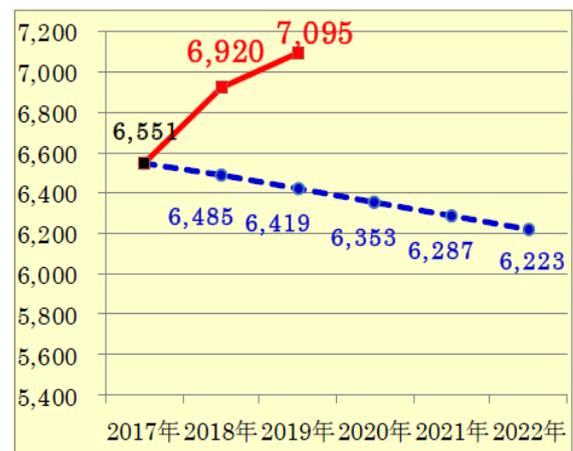
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

2022年目標への各年の具体的数値目標

《死亡者数》



《死傷者数》



(点線のグラフは2018年計画策定時の最終目標までの指標数値)

足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

<改正のあらまし>

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全带取付設備を設置し、労働者に安全带を使用させてください。

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

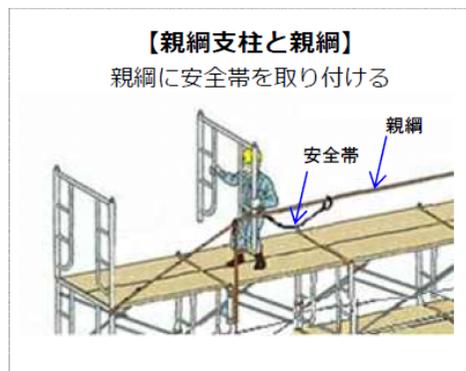
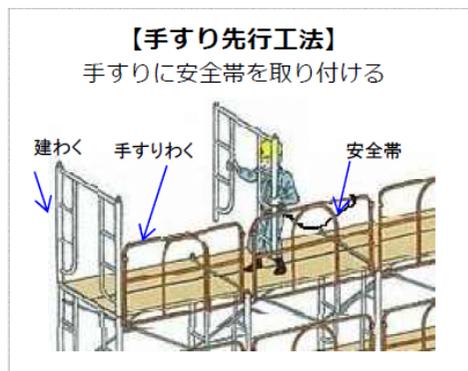
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更
する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次
の措置がいずれも必要です。

- ① 困難な場合※¹を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ② 安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けると、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板 2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適切な位置に安全带を取り付けることができるものことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



- ▶ 墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

<留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全带を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

(2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分	45分
4 関係法令	1 時間	30分

▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができ
ます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

－経過措置－

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事を終了するまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

<留意点>

足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

作業構台の場合：

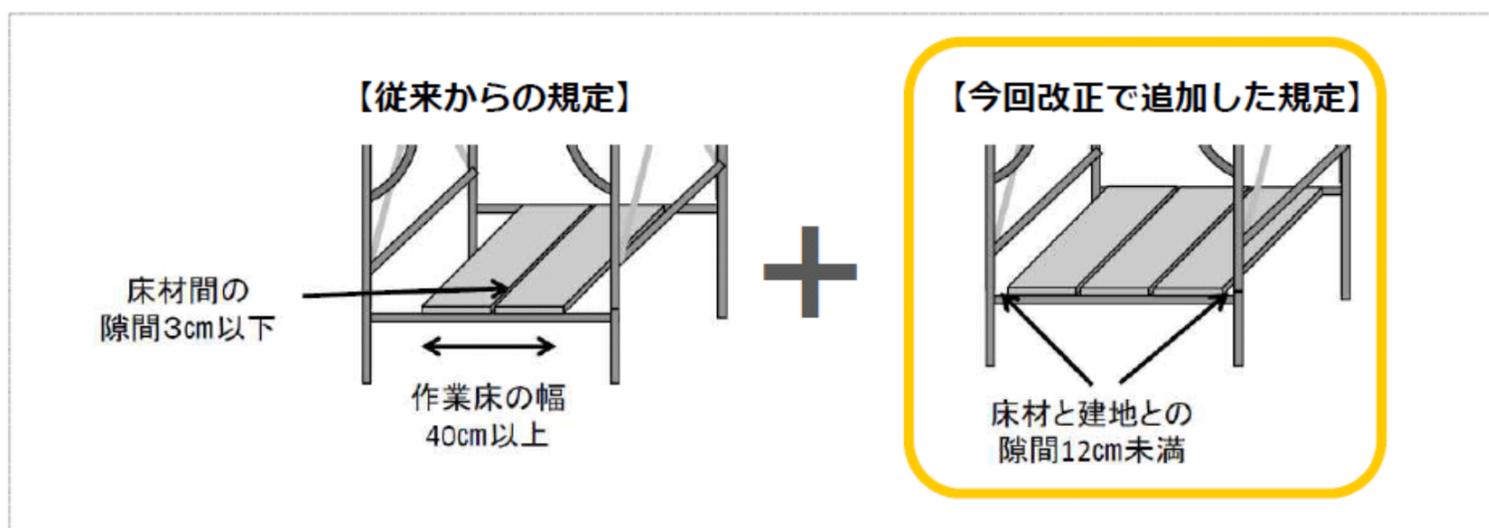
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

(1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

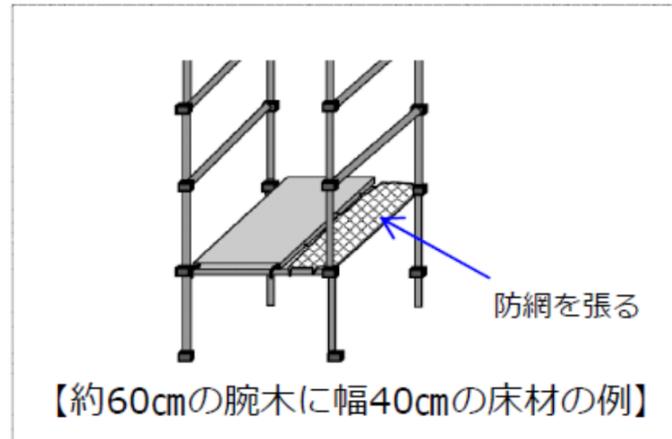
<留意点>

- ①床材が片側に寄ることによって12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
- ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合

上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでもふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



<留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

－経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

(2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直ちに**取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

- ①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の棧もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

- ①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の棧またはこれと同等以上の機能がある設備（中棧等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ) と作業構台でも必要です。

<留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

<留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

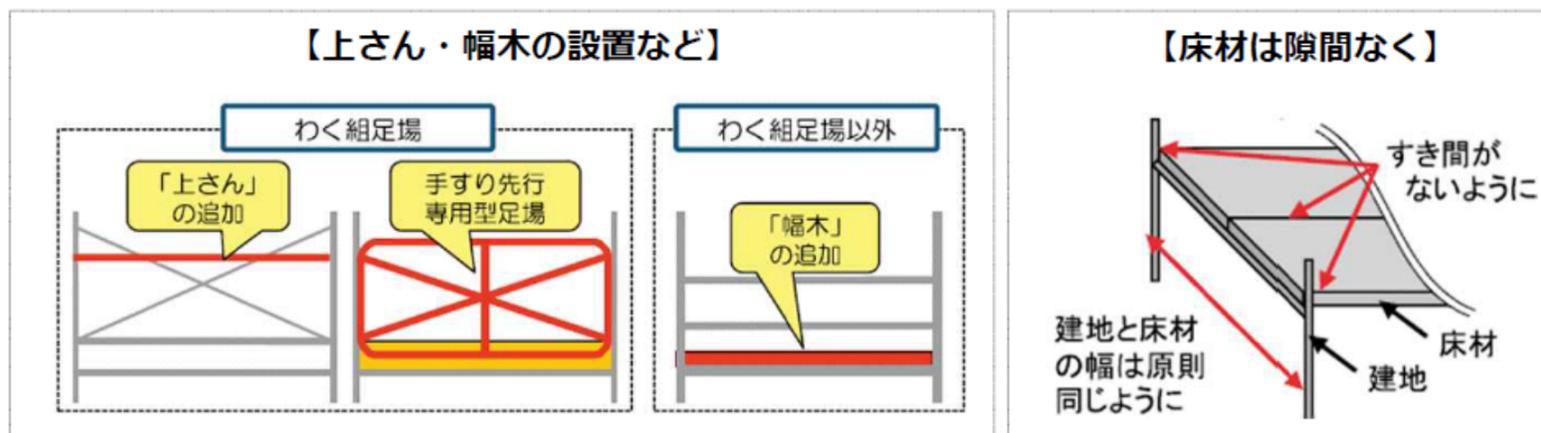
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実にいきましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
 - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

足場からの墜落防止対策 強化

検索

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用
する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な
災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、
想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。 **P 2 参照**

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる
床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。 **P 3 参照**

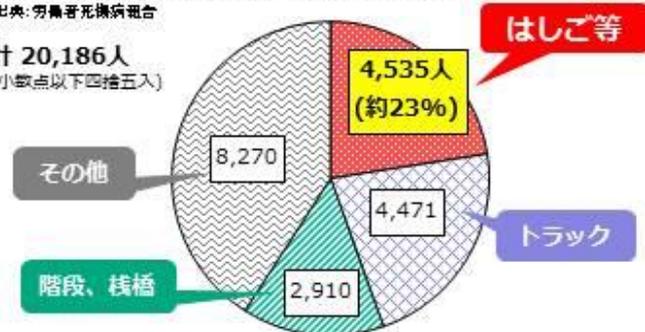
ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても
墜落防止用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。 **P 4 参照**

統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡） ※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成23年～27年 5年平均)

【墜落・転落による休業4日以上¹の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
(小数点以下四捨五入)



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの
墜落・転落により亡くなっている

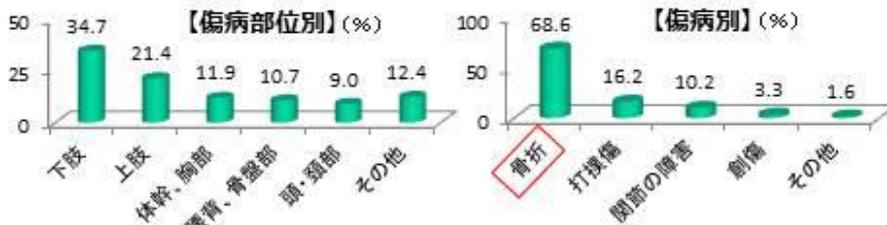
【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上¹の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件
(全数の25.5%)を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件(うち墜落・転落災害
は約86%)であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の
半数以上を占めている。

【傷病別】
**骨折が全体の約3分の
2**を占め、重篤な災害
につながりやすい。

はしご

No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。



ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持(*)がとりやすい。

No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- **墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認

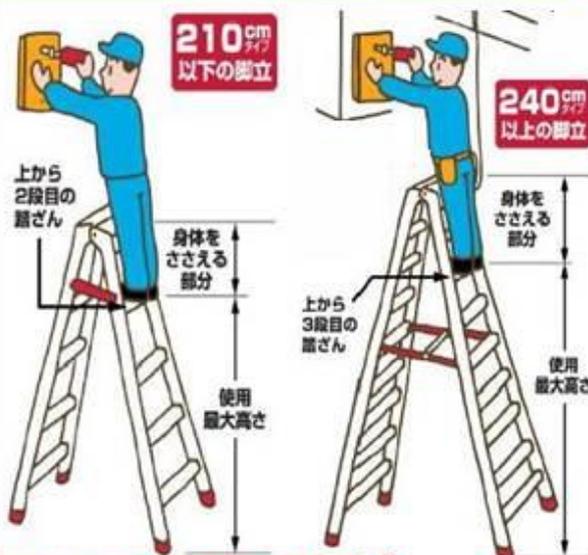


保護し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働安全衛生協会

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

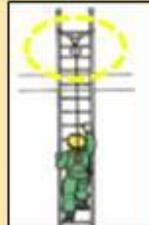
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】【はしご足元安定金具】



（安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具））

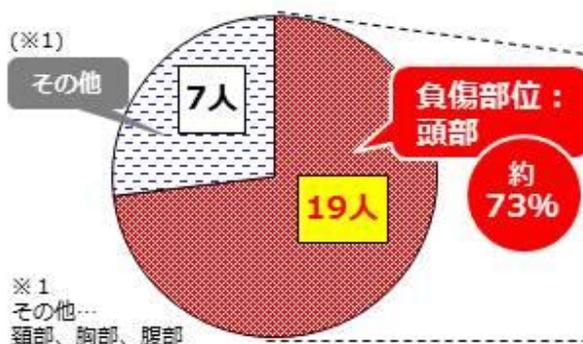


ポイント3 必ずヘルメットを着用してください

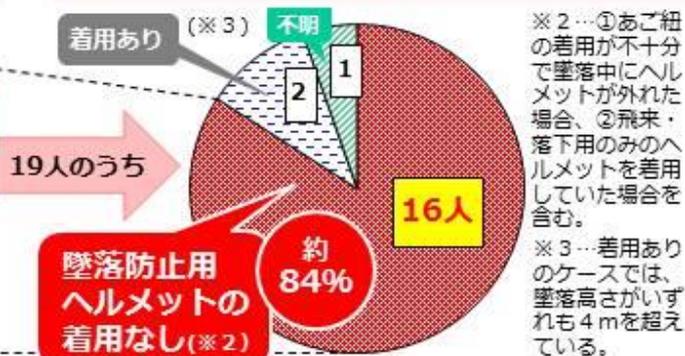
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）
出典：労働安全衛生省

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落防止用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P.12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
 協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会（JHMA）<http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P.3

必ず保護帽を着用！



特に1と3を忘れずに！
 （死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

（着用時5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！
 ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考
 あご紐と耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。（H29.3）

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

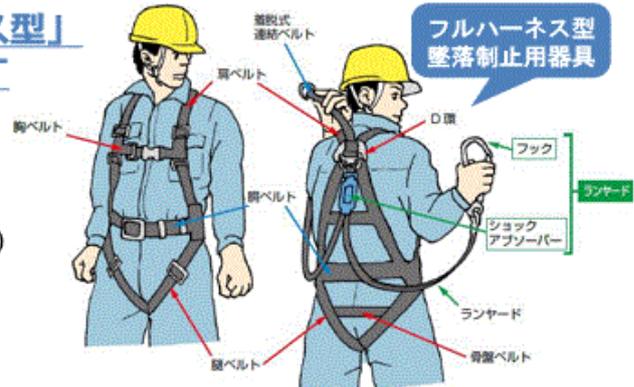
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2 ~

ガイドラインについて P 4 ~

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月25日に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者¹に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 5ページ参照
2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、Ⅲを省略できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用法	2時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

(右図のB)

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

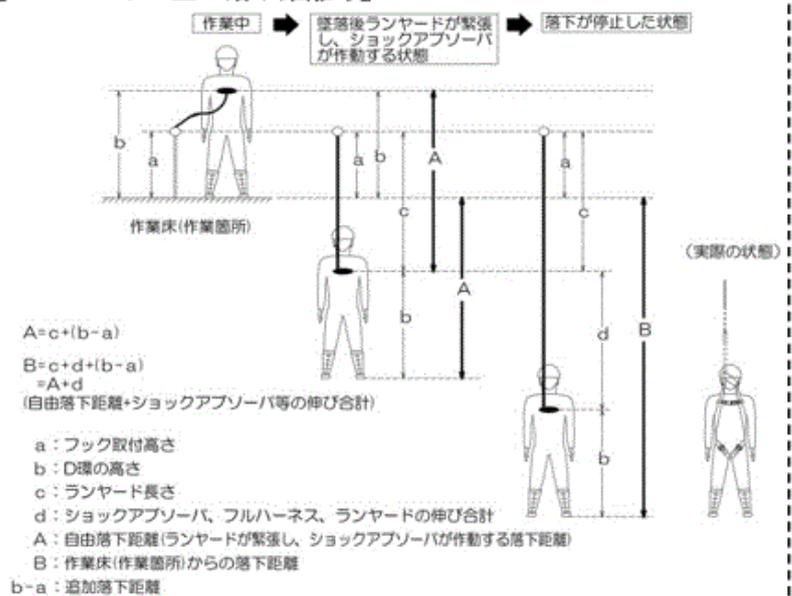
●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

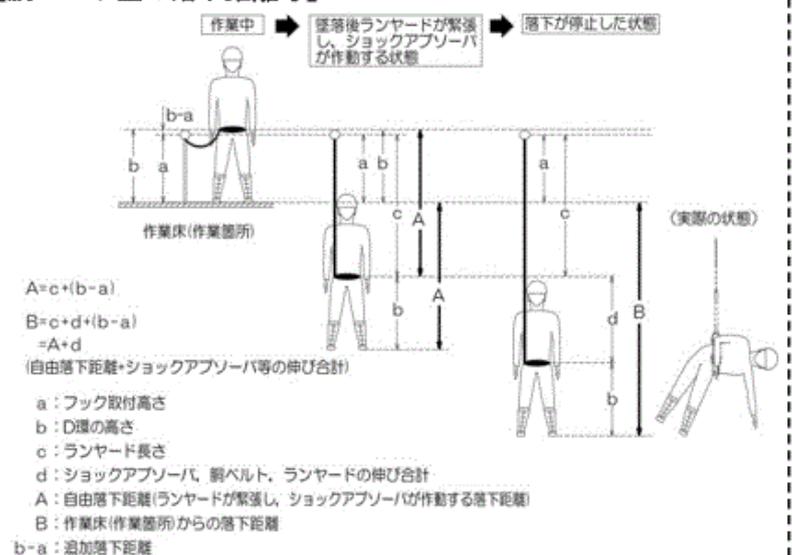
●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

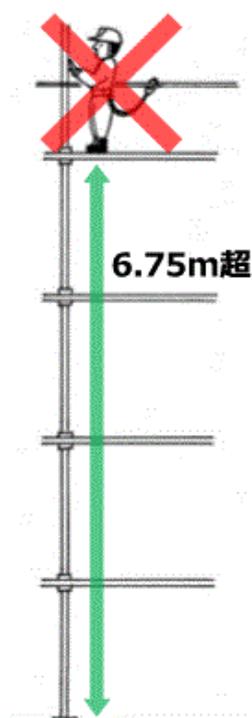
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

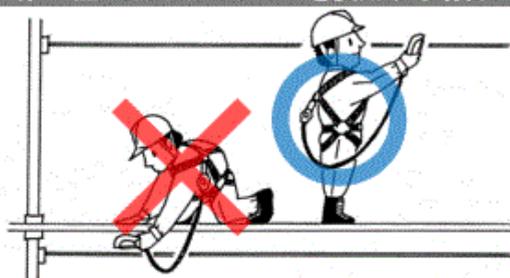
(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



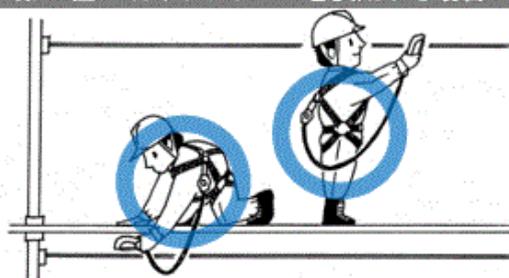
要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。(両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。)

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



【 墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋） 】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(＝6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

※2 ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。

○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)
しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。



「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)
(安衛則第539条の2より)

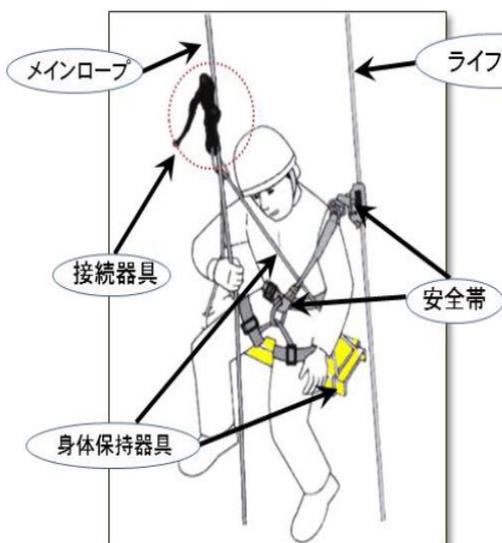
ロープ高所作業における危険の防止のための規定

(平成28年1月1日施行)

1 ライフラインの設置

安衛則第539条の2

- ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。
なお、ライフラインとしてリトラクタ型墜落阻止器具を用いることもできます。



ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例



のり面保護工事でのロープ高所作業の例

2 メインロープ等の強度等

安衛則第539条の3

- (1) メインロープ等[※]は、十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないものを使用する必要があります。

※メインロープ等とは、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具とこれをメインロープに取り付けるための接続器具のこと

- (2) メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとる必要があります。なお、これらの措置については、複数人で確認するようにしてください。

- ① メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること



△ 支持物とメインロープとの緊結の例 △

- ② メインロープとライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さを有すること
- ③ 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、覆いを設けるなど切断を防止するための措置を行うこと
- ④ 身体保持器具は、接続器具を用いて確実に取り付けること
なお、接続器具は、使用するメインロープに適合したものをを用いる必要があります。

▼ 切断防止措置の例(巻き付け型養生)



切断防止措置の例 (置き型養生) ▲

3 調査及び記録

安衛則第539条の4

- ロープ高所作業を行うときは、墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の項目を調査し、その結果を記録する必要があります。
 - ① 作業箇所とその下方の状況
 - ② メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置、状態、それらの周囲の状況
 - ③ 作業箇所と②の支持物に通じる通路の状況
 - ④ 切断のおそれのある箇所の有無とその位置や状態

4 作業計画

安衛則第539条の5

- 3の調査を踏まえ、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、次の項目が示された作業計画をつくり、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行う必要があります。
 - ① 作業の方法と順序
 - ② 作業に従事する労働者の人数
 - ③ メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
 - ④ 使用するメインロープ等の種類と強度
 - ⑤ 使用するメインロープとライフラインの長さ
 - ⑥ 切断のおそれのある箇所と切断防止措置
 - ⑦ メインロープとライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止する措置
 - ⑧ 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
 - ⑨ 労働災害が発生した場合の応急の措置

5 作業指揮者

安衛則第539条の6

- ロープ高所作業を行うときは、作業計画に基づく作業の指揮、2(2)の措置が行われていることの点検、作業中の安全带と保護帽の使用状況の監視を行う、作業指揮者を定める必要があります。

6 安全带・保護帽

安衛則第539条の7・安衛則第539条の8

- ロープ高所作業を行うときは、作業に従事する労働者に安全带を使用させる必要があります。また、物体の落下による危険を避けるため、関係労働者に保護帽を着用させる必要があります。
- 使用する安全带はライフラインに取り付ける必要があります。なお、安全带のグリップは、使用するライフラインに適合したものをを用いる必要があります。
- 安全带、保護帽の使用を命じられた労働者は、これらを使用する必要があります。なお、安全带の取り付けについては、複数人で確認するようにしてください。

8 その他

- 今回新たに施行される規定以外にも、ロープ高所作業を行うときは以下の安衛則第522条(悪天候時の作業の禁止)・第523条(照度の保持)・第537条(物体の落下による危険の防止)・第530条(立入禁止)の規定が適用されます。

特別教育を必要とする業務の追加

(平成28年7月1日施行)

特別教育

安衛則第36条・第39条・安全衛生特別教育規程第23条

- 労働者をロープ高所作業に関する業務に就かせるときは、安全のための特別の教育を行う必要があります。

教育科目

	教育科目	内 容	時間
学科教育	1 ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法	1時間
	2 メインロープ等に関する知識	・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープ等の点検と整備の方法	1時間
	3 労働災害の防止に関する知識	・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全带、保護帽の使用方法和保守点検の方法	1時間
	4 法令関係	法、令、安衛則内の関係条項	1時間
実技教育	1 ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害防止のための措置 安全带と保護帽の取扱い	・ロープ高所作業の方法 ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全带と保護帽の取扱い	2時間
	2 メインロープ等の点検	メインロープ等の点検と整備の方法	1時間

- 新安衛則公布後施行日より前にロープ高所作業についての特別教育の全部または一部の科目を受講した場合は、受講した科目を省略することができます。
- 特別教育の講師についての資格要件は定めていませんが、教育科目について十分な知識、経験を有する者が行う必要があります。

移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど 移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第135号）が改正されましたので、ご注意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加）
- ③ 前方安定度の計算式について（計算式の変更）
- ④ その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）

①

つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。（第27条）

対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

↓
【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2などの装置を備えることが義務づけられます。**

＜経過措置＞平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

※1 定格荷重制限装置

定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置

※2 定格荷重指示装置

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



フルハーネス型安全帯・ 移動式クレーン過負荷防止装置の買換等支援!!

間接補助金申請

「建設業労働災害防止協会」(建災防)は、国(厚生労働省)の補助事業者として、中小企業者等に対し、構造規格に適合していない既存の機械等の改修・買換経費に補助金を交付します。

なお、予算額を上回る申請があった場合、予算の範囲内で加点合計の高い順に交付決定されますが、その詳細は、建災防ホームページをご覧ください。

対象となる方

- ・中小企業基本法の中小企業者に該当する法人及び個人
- ・労災保険特別加入の個人事業者

フルハーネス型墜落制止用器具

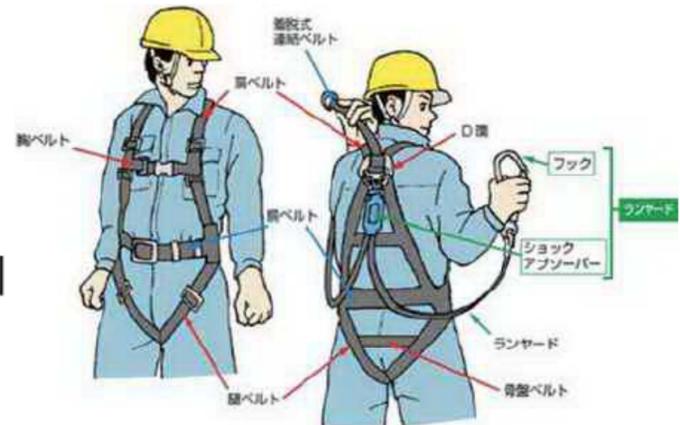
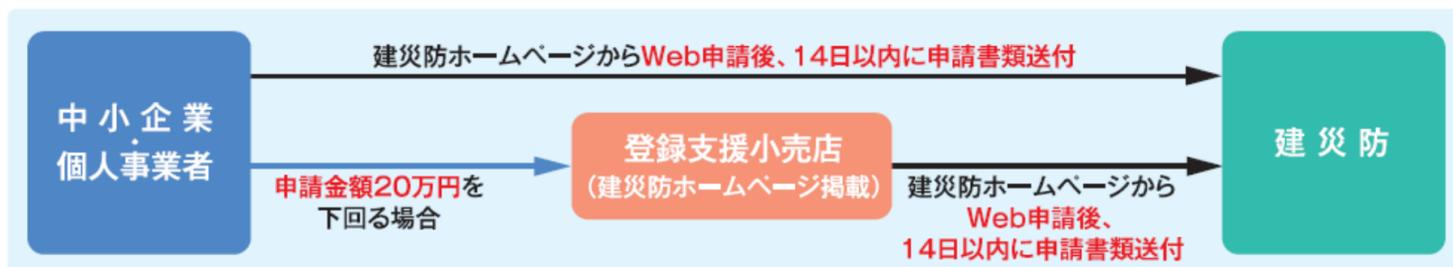
補助対象経費

- ・構造規格に適合する「フルハーネス型安全帯」への買換経費

補助金交付額

- ・1本当たりの上限：**12,500円**(補助対象経費上限25,000円の1/2)
- ・同一申請者の合計上限：**625,000円**

申請方法



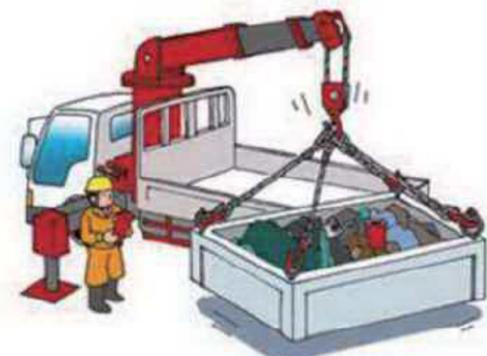
移動式クレーン過負荷防止装置

補助対象経費

- ・構造規格に適合する「移動式クレーンの過負荷防止装置」(つり上げ荷重3トン未満)への改修・買換

補助金交付額

- ・1機当たりの上限：**100,000円**(補助対象経費上限200,000円の1/2)
- ・同一申請者の合計上限：**300,000円**



申請しやすくなりました!

令和2年度 既存不適合機械等更新支援補助金事業

[フルハーネス型安全帯・積載形トラッククレーン過負荷防止装置]

今年度最後の公募

買換・改修の補助金

第2回 補助金Web申請受付

期間：7月1日～9月20日(予定)

「建設業労働災害防止協会」(建災防)では、国(厚生労働省)の補助事業者として、中小企業者等に対し、構造規格に適合していない既存の機械等の買換・改修経費に補助金を交付します。

交付決定要件等の詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください。

対象となる方

- ・中小企業基本法の中小企業者に該当する法人及び個人
- ・労災保険特別加入の個人事業者



フルハーネス型墜落制止用器具

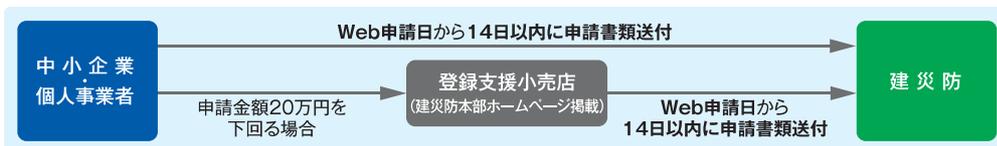
▶補助対象経費

- ・構造規格に適合する「フルハーネス型安全帯」への買換

▶補助金交付額

- ・1本当たりの上限：12,500円(補助対象経費上限25,000円の1/2)
- ・同一申請者の合計上限：625,000円

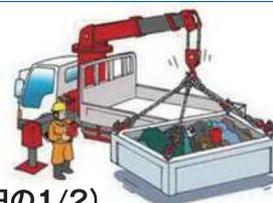
▶申請方法



積載形トラッククレーン過負荷防止装置

▶補助対象経費

- ・構造規格に適合する「積載形トラッククレーンの過負荷防止装置」(つり上げ荷重3トン未満)への改修・買換



▶補助金交付額

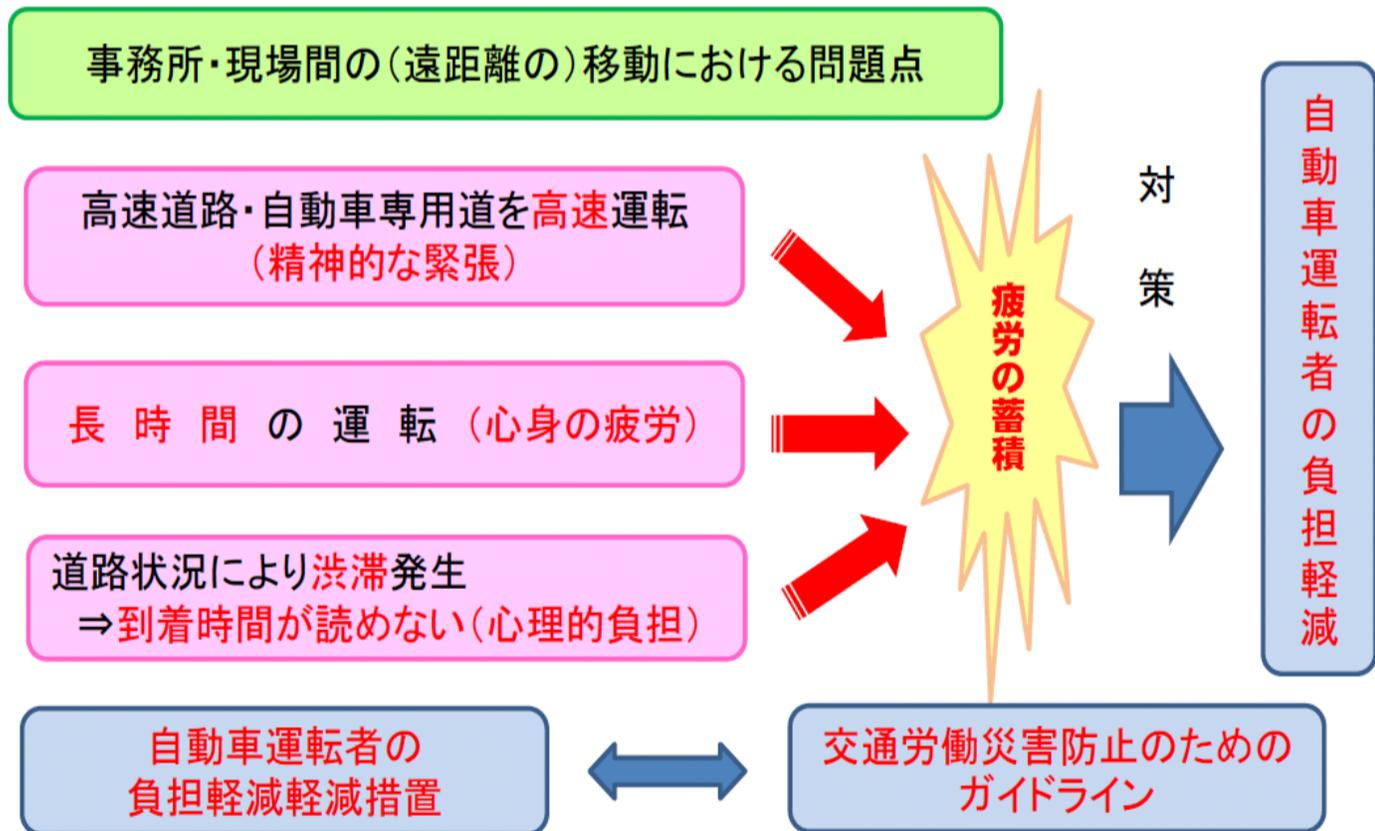
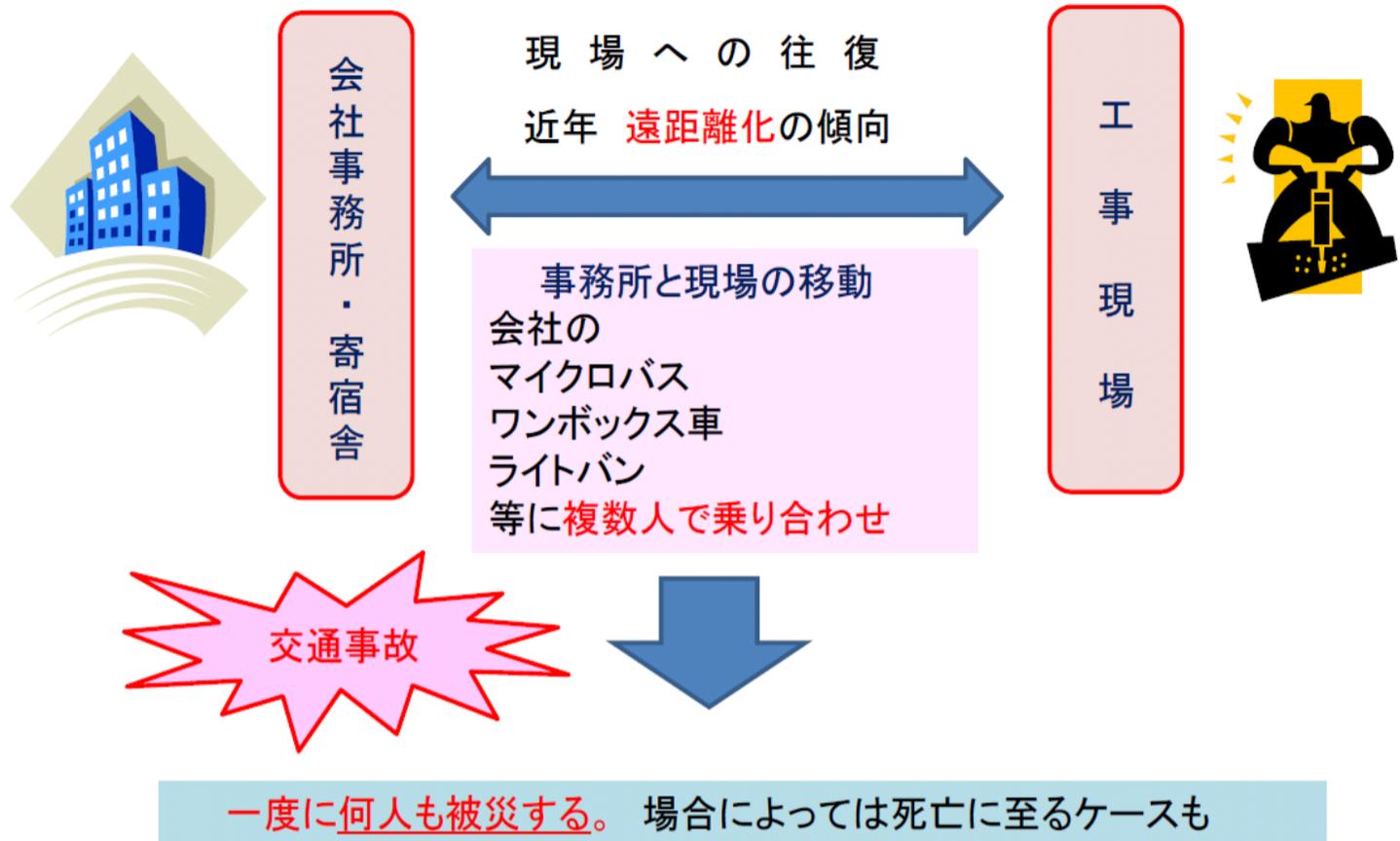
- ・1機当たりの上限：100,000円(補助対象経費上限200,000円の1/2)
- ・同一申請者の合計上限：300,000円

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター TEL.03-6275-1085

詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください!! ▶ <https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>

21 建設業の交通労働災害の防止対策



- 1 運転業務による疲労を軽減するため、運転者の(通常業務)の作業軽減を図る。(運転者が緊張を伴う運転業務中、同乗者は車内で休息できる。)
- 2 同乗者も運転者への配慮が必要である。(運転者が疲れているようだったら、休憩を取るようになる。運転者は、早く帰宅したい同乗者を思うと、途中で休憩を取ることを言い出しにくい。)

STOP! 熱中症

令和2年5月～9月

クールワークキャンペーン

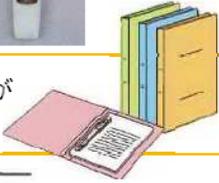
— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）		
<input type="checkbox"/>	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

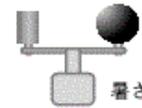
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		<p>休憩！</p>
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょ。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

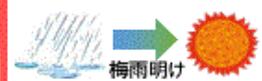
- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れてきているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- 水分、塩分を積極的に取りましょ。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょ。



建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

<目的、基本理念>

目的、基本理念

- <目的> (第1条関係)
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資すること
- <基本理念> (第3条関係)
- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
 - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
 - 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
 - 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<国等の責務、法制上の措置等>

国等の責務、法制上の措置等

- <国等の責務> (第4条から第6条まで関係)
- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
 - 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
 - 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる
- <法制上の措置等> (第7条関係)
- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

<基本計画等、基本的施策>

基本計画等

(第8条・第9条関係)

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

基本的施策

(第10条から第14条まで関係)

- 建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）
- 建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進
- 建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

<推進会議の設置>

建設工事従事者安全健康確保推進会議

(第15条関係)

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



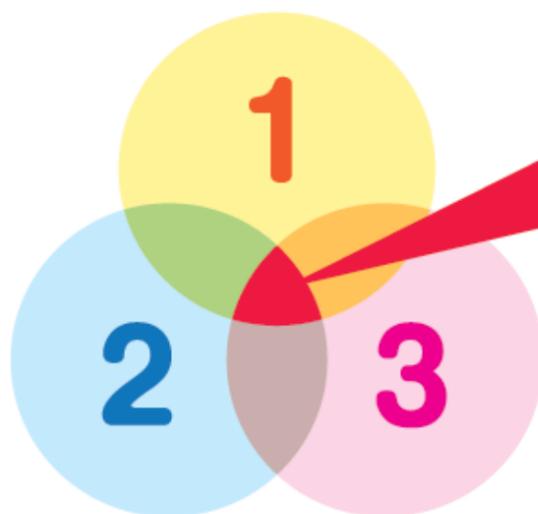
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □**「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

神奈川県労働局労働基準部 安全課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

電話045 (211) 7352 FAX045 (211) 0048

労働基準監督署一覧

署名	管轄区域	郵便番号	住所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	安全衛生課 045-211-7375 代表 211-7374
鶴見労働基準監督署	横浜市（鶴見区（扇島（川崎南管轄）を除く））	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市（川崎区、幸区）、 横浜市鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	安全衛生課 044-244-1273 代表 244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市（中原区、宮前区、 高津区、多摩区、麻生区）	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	安全衛生課 044-382-3191 代表 382-3190
横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、 葉山町	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市（西区、神奈川区、港 北区、緑区、青葉区、都筑区）	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	安全衛生課 045-474-1252 代表 474-1251
平塚労働基準監督署	平塚市、伊勢原市、秦野市、 大磯町、二宮町	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
藤沢労働基準監督署	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、 寒川町	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市、南足柄市、足柄上 郡、足柄下郡	250-0004	小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市、海老名市、大和市、 座間市、綾瀬市、愛甲郡	243-0014	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5F	安全衛生課 046-401-1960 代表 401-1641
相模原労働基準監督署	相模原市 （旧 津久井郡を含む）	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市（戸塚区、栄区、泉区、 旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区）	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311

労働災害防止計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とした働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

建設業「見える化」の推進



Visualization of risk for Safework KANAGAWA

「見える化」とは職場にひそむ危険などを目に見える形にして、効果的に災害防止を推進する取組です。「見える化」することにより、労働者の安全意識が高まり、安全活動の活性化の効果が期待できます。

工事現場出入口周囲の見える化



車両出入口扉は、複数の丸穴の開いた構造（パンチングメタル）のものを使用し、扉内外にいる工事関係者、一般通行者、工事車両運転者、誘導を行うガードマンの互いの視認性をよくしている。また、穴により各扉は風の影響を受けにくくなる。

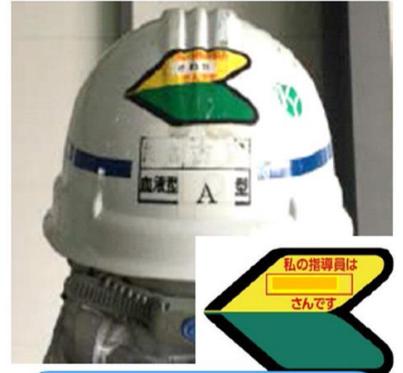
床面段差・段差スロープ位置の見える化（転倒災害防止）



段差スロープ（鋼製板） 赤色のテープ

床面の段差箇所に破線上に赤色のテープを貼り、作業者に注意喚起をするとともに、先端にLED点滅ライトを取り付けたカラーコーン（カットコーン）を設置し、カラーコーン横に通行用スロープを設置している。

未熟練作業者の見える化



入職期間の短い未熟練作業者であることを、若葉マークのステッカーをヘルメットに貼って、回りの作業者に認識してもらう。当該作業者の指導員の氏名もステッカーで明らかにしている。

立入禁止区域の見える化



型枠支保工の解体作業エリアに管理者、作業者等の関係者以外が、これより先に立ち入らないように大型の表示で注意喚起をしている。立入禁止の理由も明示される。

熱中症危険レベルの見える化

現在のWBGT値	
現在の気温 30°C	現在のWBGT値 31°C
熱中症危険度	WBGT値
● 危険 31°C 以上	
○ 嚴重警戒 28~31°C	
○ 警戒 25~28°C	
○ 注意 25°C 未満	

朝礼・ミーティング場所の掲示板で、WBGT値を作業者に周知している。数時間ごとに数値を置き換え、また、危険、嚴重警戒、警戒、注意の4段階の危険レベルも併せて更新し表示。

安全帯使用の見える化



現場内で作業目の目に付く場所に、その現場の写真とイラストで安全帯の使用範囲（フックを掛ける範囲）を示し、作業者自身が安全帯を適正に使用するようにしている。